

平成28年第1回砂川市議会定例会  
第2予算審査特別委員会

平成28年3月16日（水曜日）第1号

開会宣告

正・副委員長の互選

開議宣告

- 議案第13号 砂川市行政不服審査会条例の制定について  
議案第14号 砂川市職員の退職管理に関する条例の制定について  
議案第15号 砂川市病院事業看護学生修学資金貸与条例の制定について  
議案第16号 砂川市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について  
議案第19号 砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第20号 砂川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第17号 職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
議案第18号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第21号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第22号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第23号 砂川市個別排水処理施設条例等の一部を改正する条例の制定について  
議案第24号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
議案第25号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第26号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第27号 砂川市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第30号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画について  
議案第28号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定について  
議案第29号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定について  
議案第 7号 平成28年度砂川市一般会計予算  
議案第 8号 平成28年度砂川市国民健康保険特別会計予算  
議案第 9号 平成28年度砂川市下水道事業特別会計予算

議案第10号 平成28年度砂川市介護保険特別会計予算  
 議案第11号 平成28年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算  
 議案第12号 平成28年度砂川市病院事業会計予算  
 散会宣告

○出席委員（12名）

|     |        |      |           |
|-----|--------|------|-----------|
| 委員長 | 北谷文夫君  | 副委員長 | 増山裕司君     |
| 委員  | 増井浩一君  | 委員   | 中道博武君     |
|     | 多比良和伸君 |      | 佐々木政幸君    |
|     | 武田真君   |      | 武田圭介君     |
|     | 水島美喜子君 |      | 辻勲君       |
|     | 沢田広志君  |      | 小黒弘君      |
|     |        |      | (議長 飯澤明彦) |

○欠席委員（0名）

○ 第2予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

|         |      |
|---------|------|
| 砂川市長    | 善岡雅文 |
| 砂川市監査委員 | 奥山昭  |

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

|               |      |
|---------------|------|
| 副市長           | 角丸誠一 |
| 総務部 部長        | 湯浅克己 |
| 兼 会計管理 者      |      |
| 総務部 審議 監      | 熊崎一弘 |
| 総務課 課 長       | 安田貢人 |
| 総務課 副 審 議 監   | 渋谷正人 |
| 市長公室 課 長      | 安原雄二 |
| 政策調整 課 長      | 河原希之 |
| 政策調整課 副 審 議 監 | 河端一寿 |
| 税務課 課 長       | 為国修一 |
| 会計課 課 長       | 川端幸人 |
| 市民部 課 長       | 高橋豊  |
| 市民生活 課 長      | 東正人  |

|                             |         |
|-----------------------------|---------|
| 社 会 福 祉 課 長<br>兼子ども通園センター所長 | 近 藤 恭 史 |
| 介 護 福 祉 課 長<br>兼ふれあいセンター所長  | 中 村 一 久 |
| 経 済 部 長                     | 田 伏 清 巳 |
| 商 工 労 働 観 光 課 長             | 福 士 勇 治 |
| 農 政 課 長                     | 小 林 哲 也 |
| 建 設 部 長                     | 古 木 信 繁 |
| 土 木 課 長                     | 荒 木 政 宏 |
| 建 築 住 宅 課 長                 | 佐 藤 武 雄 |
| 建 築 住 宅 課 副 審 議 監           | 金 丸 秀 樹 |
| 病 院 事 務 局 長                 | 氏 家 実   |
| 管 理 課 長                     | 山 川 和 弘 |
| 経 営 企 画 課 長                 | 渋 谷 和 彦 |
| 医 事 課 長                     | 朝 日 紀 博 |
| 附属看護専門学校副審議監                | 細 川 仁   |

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

|                               |         |
|-------------------------------|---------|
| 教 育 長                         | 井 上 克 也 |
| 教 育 次 長<br>兼スポーツ振興課長          | 和 泉 肇   |
| 学 務 課 長                       | 大 西 俊 光 |
| 社 会 教 育 課 長<br>兼公民館長<br>兼図書館長 | 山 下 克 己 |
| 学校給食センター所長                    | 橘 加 奈 子 |

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者

|               |         |
|---------------|---------|
| 監 査 事 務 局 局 長 | 中 出 利 明 |
|---------------|---------|

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

|              |         |
|--------------|---------|
| 選挙管理委員会事務局長  | 湯 浅 克 己 |
| 選挙管理委員会事務局次長 | 安 田 貢   |

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者

|                     |         |
|---------------------|---------|
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長   | 田 伏 清 巳 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 次 長 | 小 林 哲 也 |

7. 本委員会の事務に従事する者

|           |         |
|-----------|---------|
| 事 務 局 長   | 峯 田 和 興 |
| 事 務 局 次 長 | 高 橋 伸 二 |

事 務 局 主 幹  
事 務 局 係 長

佐 々 木 純 人  
渡 部 秀 樹

開会 午前10時57分

◎開会宣告

○議長 飯澤明彦君 ただいまから第2 予算審査特別委員会を開きます。

◎正・副委員長の互選

○議長 飯澤明彦君 お諮りします。

正副委員長の互選については、慣例により私から指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、私から指名します。

第2 予算審査特別委員長には北谷文夫委員、同副委員長には増山裕司委員を指名します。

休憩 午前10時57分

〔委員長 北谷文夫君 着席〕

再開 午前10時58分

○委員長 北谷文夫君 ここでお諮り申し上げます。

本日の委員会に澤田理生氏外1名から委員会傍聴の申し出がありました。このことについて許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、委員会傍聴を許可することに決定をいたしました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前10時59分

◎開議宣告

○委員長 北谷文夫君 それでは、直ちに議事に入ります。

○委員長 北谷文夫君 本委員会に付託されました議案第13号 砂川市行政不服審査会条例の制定について、議案第14号 砂川市職員の退職管理に関する条例の制定について、議案第15号 砂川市病院事業看護学生修学資金貸与条例の制定について、議案第16号 砂川市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 砂川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に

ついて、議案第22号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号 砂川市個別排水処理施設条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第24号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第25号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号 砂川市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画について、議案第28号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定について、議案第29号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定について、議案第7号 平成28年度砂川市一般会計予算、議案第8号 平成28年度砂川市国民健康保険特別会計予算、議案第9号 平成28年度砂川市下水道事業特別会計予算、議案第10号 平成28年度砂川市介護保険特別会計予算、議案第11号 平成28年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算、議案第12号 平成28年度砂川市病院事業会計予算の24件を一括議題といたします。

お諮りいたします。審査の方法としては、まず予算先議議案の審査を行い、次に一般会計を行うこととし、歳出を款項ごとに、続いて継続費、債務負担行為、地方債及び歳入の審査の順で行い、次に特別会計の歳入歳出、事業会計の収入支出を一括審査する方法を進みたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

初めに、議案第13号 砂川市行政不服審査会条例の制定についての審査に入ります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第14号 砂川市職員の退職管理に関する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第15号 砂川市病院事業看護学生修学資金貸与条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 それでは、議案第15号について質疑を行います。条例案の第3条のところで修学資金の貸与額は月額3万円以内となっているのですが、当然看護師さんあたりはいろいろとお金がかかるということがあると思うのですけれども、月額3万円にした根拠というものをまず最初に教えてください。

○委員長 北谷文夫君 管理課長。

○管理課長 山川和弘君 3万円の根拠でございますが、当院の看護専門学校での授業料、それから施設実習費、教科書費、それから入学時の白衣等の物品購入、それとあとは学生時の健診料を含んで計上しております。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 当然いろいろとかかる経費のうちから3万円という額を算定されたと思うのですけれども、ここでは3万円以内ということで、3万円というふうに限定されているわけではないので、この辺というのは、希望者の意向によって変わるものなのか、それとも病院のほうで何か査定みたいなのがあって変動するものなのか、その辺というのはいかがですか。

○委員長 北谷文夫君 管理課長。

○管理課長 山川和弘君 3万円以内としたのは、3万円まで要らないという学生さんの希望に添えるような形ということで考えております。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 特に予算書あたりを見ても内訳というのは出ていなかったもので、条例のところでお聞きしたいのですけれども、これは一般的な奨学金と同じように枠というものが決められているものなのかどうかというのはいかがでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 管理課長。

○管理課長 山川和弘君 条例の中では、予算の範囲内ということにはしていませんが、28年度予算では、1年生、2年生、3年生それぞれ30人を予定して、90人

の予算を組んでおります。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 この関係についてはわかりました。

同じく、附属説明資料が5ページにあるのですが、貸与の申請をするに際して、こういったような条例をつくったときに、どこも連帯保証人をつけるということはもちろんそうなのですが、私も学生時代に奨学金を借りていたことがありまして、連帯保証人をつけるといってもなかなか難しい方もいらっしゃると思うのです。そこで、連帯保証以外に機関保証というやり方もあるのですけれども、今回、砂川市立病院の規定を見ると連帯保証しかなく、機関保証ということは入っていなかったのですが、そういったようなことは検討されませんでしたでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 管理課長。

○管理課長 山川和弘君 今まで旧制度でも連帯保証人を立てて借りていて、連帯保証人が立てられないという経過が余りなかったものですから、今回はそちらのほうは考慮しておりません。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 ここでの連帯保証というのは、実際の親権者も含む連帯保証と考えていいのか、場合によっては、ほかの規定のあり方によっては親族以外の者から連帯保証人を選ぶということもあるのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 管理課長。

○管理課長 山川和弘君 今回の連帯保証人には2人立てていただくことになっているのですが、1人は親族とするということにしております。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 今、1人は親族というお話があったのですけれども、普通の人的保証の保証人ではなく、連帯保証になると非常に責任が重いものになってくるので、親族の方であっても、直接の親子関係のある方であればいいのですが、親族といっても、いろんな家庭の事情とかもあるでしょうし、なかなか頼みづらいところも多分あると思うので、今後は、これが制度として自治体の公立の学校が本当にできるのかどうかわかりませんが、日本学生支援機構の奨学金は機関保証という考え方もあって、そうすることによって、人的保証とは違う、機関が保証してくれることになりますから、毎月の修学資金の中から保険料として千幾らぐらいは引かれるかもしれませんが、病院にとっても貸し倒れのリスクもないですし、それから借りる方にとっても、新たに頼みづらいことを頼んで嫌な思いをすることもないわけですので、こういったようなものをつくるというのは、学校なんかを持っているのは病院の附属のこの看護専門学校ぐらいだと思いますから、今はこれでいくということだったのですけれども、今回はそうしたら、機関保証に関しては最初から全く視野に入れていなかったということでもよろしいですか。



○委員長 北谷文夫君 管理課長。

○管理課長 山川和弘君 先ほど言ったように、今まで連帯保証人が立てられないとかという事例がなかったことから、そちらのほうのことは考慮しておりませんでした。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 これですべて終わりますけれども、今いろんな時代環境とか家庭環境なども変わってきておりますので、ひとり親親族とかもいたり、砂川市内に全く身寄りのいない方とかというのもしらっしゃいますので、今後はいろんな保証のあり方があるということも配慮して考えていっていただきたいと思います。

終わります。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 私も何点かお伺いしたいのですが、提案理由としては看護師の安定的な確保を図るというようなことになっていまして、そもそも、ことしでも去年でもいいのですが、普通の状態ですと、看護学校を卒業した人たちが市立病院に来るといような人数というのは今わかりますか。

○委員長 北谷文夫君 管理課長。

○管理課長 山川和弘君 うちの看護専門学校を卒業して当院に就職する数でございますけれども、ことし、平成28年度は23人、昨年度、27年度で24人、平成26年度で21人が看護専門学校から当院に就職しております。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 普通は三十五、六人が卒業ということになりますよね。そうすると、今回のこの条例によってお金を貸してということになると、30人をそれぞれ予定しているみたいな話だったので、少なくともこれまでよりは確実に看護師さんの確保ができるという見込みであるということでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 管理課長。

○管理課長 山川和弘君 委員さんおっしゃられましたように、大体平均25人ほどの方が当院に就職していただいていたのですが、この学資金を機に、言ってみれば全員うちの病院に働いてくればいいのでしょうかけれども、あと5人という期待を込めまして30人ということで上げさせてもらいました。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 定員そっくりそのまま、この制度ができたら来てくれるのではないかなとふと私も期待をしたのですが、なかなかそうはいかないということなのですかね。もしそうだったら、その理由を聞かせていただければと思います。

○委員長 北谷文夫君 附属看護専門学校副審議監。

○附属看護専門学校副審議監 細川 仁君 卒業生を全員、砂川市立病院にということなのですが、今管理課長からも回答がありましたけれども、予算を30人と決めたの

は、定員は確かに1学年35名ということなのですが、1年生、2年生、3年生と進級していく段階で、35人が全員3年生になるというケースがここ数年ございません。必ず、とめ置き、もしくは休学者、退学者が発生しております。なので、35名を全員砂川市立病院にということで予算を組みますと、予算オーバーということになりますので、妥当な数字として、期待を込めてというのも今ありましたけれども、30名ということで予算組みしたところでございます。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 条例を認める上でなのですけども、今まで23とか24とかという卒業生の中で、どうしてこんなに少なかったのかなというふうに思うのです。その辺の理由って、条例とちょっとずれるのですけれども、そこだけ聞かせていただければと思うのですけれども。

○委員長 北谷文夫君 附属看護専門学校副審議監。

○附属看護専門学校副審議監 細川 仁君 卒業生が必ずしも全員当砂川市立病院に就職しないで、20名、18名程度入っている年もありますけれども、それ以外の卒業生につきましては、他の医療機関に就職する方もいらっしゃいますが、多くは、さらなる資格を取りたいということで、保健師、助産師の学校に進学したりということもありますし、幼いころからの目標であった、専門的な病院で認定看護師の資格を取り、そういう看護、ケアをしたいという目標を持っている生徒も少なからずいますので、必ずしも看護師免許を取得して卒業した生徒が全員砂川市立病院で働くということは、なかなか難しいのかなというふうには考えています。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 先ほど答弁の中で、1年生と2年生と3年生と30人ずつというようなお話だったのでですけども、条例ができたなら、新入生というか、今度新しい人たちから始まるのかなとふと思っていたのですけれども、そうではなくて、今の在校生にも、希望があればそういうことができるということでよろしいのですか。

○委員長 北谷文夫君 附属看護専門学校副審議監。

○附属看護専門学校副審議監 細川 仁君 この条例が制定された場合、平成28年度からの開始ということになりますので、平成28年4月1日現在で当学校に在籍している生徒が全て制度に該当するという考えであります。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 ということは、3年生のときに借りますよといったならば、少なくとも免除されるためには1年間は市立病院に勤めてもらう、新入生の場合だったら、もしこの修学資金を借りていった場合だったら、3年間働いてもらって、そのときに免除になるというふうな基本的な考え方でいいということですね。

○委員長 北谷文夫君 附属看護専門学校副審議監。

○附属看護専門学校副審議監 細川 仁君 今小黑委員がおっしゃったとおりでございます。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第16号 砂川市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 それでは、質疑を行いますけれども、今回、砂川市個人情報保護条例等の一部を改正する条例ということで、このいろいろな条例があるのですが、「等」の部分で、砂川市手数料条例の一部改正というところで、行政不服審査法の改正に伴って手数料条例の一部を改正しようということで上げられております。免除の規定が第3条に加わるということなのですが、別表の第2のところ、38として、そこに引用の根拠法規として38条または第81条と書かれているのですが、砂川市の今までの手数料条例の作り方を見ると、全部しっかりと根拠を明確にするために、引用条だけではなくて、引用項数まで書かれていると。行政不服審査法の38条も、私が調べた限り、今インターネット上に出ている自治体で同じように定めている条例では、全て38条1項及び81条3項において準用する法78条1項というふうに明確に書かれているのです。この辺、砂川市の過去の条例の作り方と若干、行政不服審査法改正に伴っての根拠の引用の仕方が変わるのですが、その点についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 手数料条例の関連でございますけれども、ご指摘の行政不服審査法に関連いたします条項の規定でございますが、大もとの行政不服審査法第38条と「条」でとめているわけですが、第38条第1項では、審査請求人が審理員という市の職員、審査請求の第1段階の照査をする職員のことではありますが、審理員に対しましての書類の写しの交付を求めることができる、そういったことが第1項にございまして、第2項では、その交付に当たっては、提出人の意見を求めた上で交付する。そして、第4

項で手数料を納めることそのものが規定されているということで、同じように第81条のほうでも、78条を引用する、審査会が交付する書類の写しに関する条項でございますが、そういったことで、第38条または第81条がそれぞれ複数の項にまたがって、関連する根拠という形でみなした、その規定の仕方といたしまして「条」でくくったというところでございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 今の説明でもわかりますけれども、ただ、昨日の行政不服審査法における総括質疑の中でも答弁いただいたように、砂川市が条例をつくるときに、過去の条例のつくり方との整合性をとるのであれば、現在ある砂川市の手数料条例では、今言ったことであっても引用条項の項をきちっと限定できるわけですし、もっと言えば、手数料条例の2条は、別表に規定するものとして、手数料を徴収する事項及びその金額について記載するということを明確にしております。砂川市の手数料条例の中で項数がないのは別表の9と32として規定されているものだけであって、これは引用する法規自体に項数がないものだけで、それ以外のものは、各法上にあつたときに、今の課長の説明にもあつたように、いろいろとその条項に関するものはありますけれども、手数料を取る、しっかりと根拠になる項数を引用しているわけであって、そこは近隣の自治体もそうですし、今インターネット上で調べられる、私が少なくとも調べている限り、全国のあらゆる自治体がしっかりと項数を書いているのと、これはここで話すだけで質疑には加えませんが、この後に出てくる議案第20号の砂川市の固定資産評価審査委員会の写しの交付をするときに、きちんと行政不服審査法第38条第1項の規定に基づいてと、ここでも書かれているわけです。

ですので、その整合性はしっかりとっていただかないといけないと思いますし、重箱の隅を決してつついているわけでもないですし、皆さん方をいじめているわけではありません。私は、ここで精神の問題をしっかりと皆さん方に公務員マインドとして持っていただきたいのは、人に権利を与えたり、権利を剥奪したり、税金を徴収したり、税金を還付したり、手数料を取ったり、手数料を徴収したりするときには、その根拠となる規定がしっかりと明確にされていないといけないと思うのです。ですので、これが特定できない抽象的なものにとどまるのであれば、それはそれでよろしいのですけれども、明らかにほかの自治体と差をつけるところがなく、ほかの自治体が全て引用の項数をしっかりと書いている。なおかつ、今回同じように提案している、同じ行政不服審査法の改正に基づいて写しの交付がされる固定資産評価委員の条例のところでもちゃんと38条の1項という項数が引用されているわけですから、その整合性は図っていくべきだと思うのですけれども、その点についてのお考えを伺いたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 直接的に「条」でとめたことに伴いまして、手数料の徴収に関

して、そのものについては支障がないものと判断しているところでございまして、今回ご提案申し上げております条例改正案の中で施行してまいりたいと考えてございますけれども、ご指摘いただきました点を含めまして、また他市の、結果的にどのような形での条例形態が出そろってくるのか、そういった状況も確認いたしまして、今後必要に応じて規定の検討はしてまいりたいと考えてございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そこは、同じ自治体で、過去につくってきたものと今回提案するものとの整合性というのは必要になると思いますし、4月1日からこの条例を施行していく自治体は、全国で大多数が同じようなものをつくってやるはずですので、そういったようなことはしっかりと調査を踏まえて、これが直ちに合わないものではないというふうには思いませんけれども、機会を捉えて改正できるのであれば、しっかりと改正していただきたいと思えます。

これに関係して、昨日の行政不服審査会条例の総括質疑の中でも伺いましたけれども、個人情報保護審査会や情報公開審査会と非常に密接に関係しています。その委員も同じ方が兼務されるということで、写しについての規定も、同じようなものが情報公開と個人情報の規則の中でうたっているのですが、行政不服審査法に基づく写しの交付は1枚10円になっていますが、現在の砂川市の個人情報保護と情報公開のほうの規則を見ると、1枚20円になっていると。この条例の整備に伴って、ここの整合性を今後図るというような考えはありませんか。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 今回、写しの料金の設定、こちらの情報公開のほうにつきまして、白黒で10円、カラーで50円ということにつきましては、国の行政不服審査法施行令等を参考にした結果の設定でございまして、委員ご指摘の情報公開並びに個人情報保護のほうのそれぞれ規則において今、写しは20円と規定してございますが、これについては、同じように10円ということで今後改正してまいりたいと考えてございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 今答弁の中で施行令の話が出ていましたけれども、今回の行政不服審査法は約50年ぶりの全面大改正です。総括質疑の中でも触れましたけれども、国民の権利救済とか行政手続の明確化、透明化といったような趣旨が入っているのですが、大きな改正の柱の一つが、今まで関係書類は閲覧する根拠規定しかなかった。ここに写しの交付ということを加えたというのは、非常に大きなポイントであります。今、写しの話をしていきますけれども、写しの交付をすると行政不服審査法の中で明確に根拠づけした一方で、施行令の14条の中では、写しの交付に関しては郵送でも交付ができるというような形をして、自治体の中には、それも明確に手数料条例の中ですとか、さらには施行規則とか要綱みたいなものをつくっているところでは規定している例もあるのですが、法の趣旨

を考えるのであれば、郵送のことも考えてもよかったのかなと思うのですが、その辺の考えというのは、今回の条例の改正についてはどのように課内で話をされたのですか。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 写しの交付に関しまして、郵送ということもあり得るのではないかとご指摘につきましては、例えば市外にお住まいの方に対して、何らかの処分決定、身近な例で申しますと、税の通知書をお送りするということはあり得るところでございます。つきましては、その結果、審査請求に至り、写しの交付を市外の方が求められるということはあるところであろうかと想定してございますけれども、その点につきましては、具体的には、郵送料というものについては実費負担という形で、運用の中で取り扱ってまいりたいと考えているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第19号 砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑を受けます。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第20号 砂川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第17号 職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

質疑に入ります。ございませんか。

武田真委員。

○武田 真委員 それでは、議案第17号 職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正について質疑してまいります。

まず、第1条ですけれども、人事評価、勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくないときに改めるとなっていますが、今般の条例改正に当たりまして、前提となる地方公務員法が改正されたところなのですが、その中で、これまで地方公務員法の新たな新法、今般4月1日に施行される法15条の2に、降任の定義について、これまで旧法においてはきちんと定義が定められていなかったのですが、今般の新法によって、法15条2により降任の定義について明確に定められたところですが、それに伴いまして、これまで解釈上降任に該当されると解されておりました降給について、降給になるというふうな定義がし直されたところなのですが、今般の砂川市の条例におきまして、降給について項目として盛り込まれていないところなのですが、それについてどのような考えで降給について条例に盛り込まなかったのか、お考えを伺いたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 今ご質問ございましたのは、降給という定義がなぜ盛り込まれていないのかという点でございますが、今回の改正に当たりましては、新たに人事評価制度が導入されたということが大もとにございますけれども、その点について若干だけ最初にご説明を申し上げたいと存じます。

地方公務員法におきましては、従前より勤務評定を行うものということが法律上定められておりましたけれども、職員に対して任命権者が行う勤務評定については、実際にはどのような方法、手段をとるべきかということが特段明示されておらず、実際に評価する項目を定め、また書類や面談等という形での勤務評定を導入している自治体は、結果的に極めて限られている状況でございました。総務省においては、こういった状況に対しまして、

勤務評定という言葉を廃止いたしまして、国家公務員に準じて人事評価制度を導入すべきということで、全ての自治体がこの4月から人事評価制度を導入してまいりますけれども、その制度については、職員の能力と業績を評価者、そして評価される側、被評価者がともに、一部は協議をしながら評価をしていくという制度でございます。

そこで、ご質問の降給についてでありますけれども、そういった人事評価を行った結果といたしまして、勤務実績がよくないと評価された職員が出た場合に、条例で定めるところによりまして、給料の「給」と書いて、おろす、降給させることができるものということが規定されているわけですが、本市においては人事評価制度のスタートがこの4月からということで、まだ具体的にどのような形で制度の運用が定着化されていくかということが今後の課題としてございますけれども、降給については、現時点ではまだ制度がスタートしていない中、具体的には想定しておりませんので、この時点においては規定していないところでございます。

○委員長 北谷文夫君 武田真委員。

○武田 真委員 新法ではそういうふうな解釈になったところなのですが、旧法上を見ていきますと、実例を出したほうがわかりやすいと思うのですが、現行、別表第6を見ていただければわかりやすいのですが、これは新規にことし新しくなったものですが、旧法の解釈ですけれども、例えば2級の主事を降任させると。2級から1級に降任させるというのは現状のシステム上でもあり得ると思うのですが、2級、1級に主事から主事へ下げるとするのは、これまでの解釈ではそれは降任に当たるという解釈になっていたところなのですが、新法の解釈によりますと、2級、1級、職名が変わらないと。主事、主事になるという場合については、これは降給に当たるものであるというふうな新たな解釈がなされたところでして、ですから降給というシステム、人事評価以前に現行のシステム上でも、現行では降任に当たるものが、新法においてはそれは降給に当たるものであるというふうな解釈になるというようなことが新たな地方公務員法の改正で読み取れるわけなので、それは人事評価以前に行えるものであって、今般の改正に伴い、降給というシステム、要はこれまで運用してきた言葉の定義が変わったということで、あくまでも技術的というか、法令上の文言上の整理に当たるのではないかという解釈ができるのですが、その辺についてはどのように考えているのか伺いたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 現行の職務給の基準の表においては確かに、例えば1級も主事、2級も主事という、職名上そうなってございますが、しかし、新たな人事評価制度に伴う議案で申しますと、6ページの別表第6の等級別基準職務表でございますけれども、ここでは、1級主事、そして2級は知識及び経験を必要とする業務を行う主事ということで、同じ主事であっても、求められる職責、職務は違うという判断のもとと区別をさせていただきます。つきましては、4月以降、新たな制度に移行してまいりますけれども、この制度が、



職名としましては2級と1級を、今回はあえてそういった区別を行いましたので、それについて具体的に2級を1級に降給させるということについては、あくまでも人事評価の結果となし得るものでございますから、人事評価制度の定着が図られるまではそういったことは想定してございません。

○委員長 北谷文夫君 武田真委員。

○武田 真委員 見解が異なるのかなと思うのですが、別表第6は基準となる職務であって、これはあくまでも職務の内容であって、職ではないのです。砂川市の職名規則を見ますと、あくまでも主事は主事という職名しかないわけで、ここにあるところの知識及び経験を必要とする業務を行う主事というのは、あくまでも職務の内容になると思われるところなのです。そうしますと、あくまでも主事は主事であると。主事から主事へということになりますと、それは降任ではなくて降格、降給に当たるのかなと。わかりやすい例でいえば、あつてはならないことですが、6級の課長が5級の課長補佐になると。これは現行のシステムでも降任に当たるというふうに解釈されると思うのですが、今回、先ほどの例でいえば、2級主事から1級主事に、旧法の解釈で降任に当たるというものについてはあくまでも文言の解釈で、これからは4月1日の地方公務員法上の解釈ではそれは降給に当たるものであるということで、それは人事評価制度システムの定着云々ではなくて、あくまでも法令上の文言の解釈の話に当たるものであって、それは今回の条例改正において文言の整理として進めればよいただけの話であって、人事評価制度の定着といった行政的な判断ではなくて、あくまでもそういった解釈になるのではないかと、私はそう解釈したのですが、ご見解をもう一度伺いたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 降任につきましては地方公務員法上定められておりますので、そして降格については、今で申しますと確かに、例えば6級の課長が5級の課長になる場合、それは今でいえば降格でありますけれども、同じご答弁の繰り返しになりますが、4月以降については、同じ職名規則、発令いたしますときには、主事としては同じ主事として発令いたしますけれども、あくまでも1級主事、2級主事ということで、級については区別した中での発令を行ってまいりますので、その点についてはご理解賜りたいと存じます。

○委員長 北谷文夫君 武田真委員。

○武田 真委員 そうなると、職名としては1級主事、2級主事ができるわけではないのです。砂川市の職名規則においては、それはあくまでも主事は主事ということで、規則自体も、例えば1級主事、2級主事という職名が新たにつくられるということではないのでしょうか、それともつくられるということなのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 1級主事も現行ございますし、2級主事も現行ございます。た

だ、2級の職名として、知識及び経験を必要とする業務を行う主事という非常に長い職名は現実的ではないものですから、2級の主事ということで発令を行ってまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長 北谷文夫君 武田真委員。

○武田 真委員 それと、現行の職名規則にある主事というのは、職名規則も直していくということでしょうか。職名規則においても2級主事、1級主事という項目を定めていくということで解釈してよろしいでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 職名規則においては主事でございますけれども、発令においては級の違いが伴って職員の職名の発令を行います。

○委員長 北谷文夫君 武田真委員。

○武田 真委員 わかりにくいのですが、それは発令上の名称であって、職名規則における名称ではない。あくまでも発令に当たって分けるために2級主事、1級主事という項目をつくるのであって、それは砂川市における条例規則において定められたものではないということでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 職員の発令においては、その職員が何級であるのかを明確にした上で発令を行いますので、職名規則上は主事でありませけれども、あくまでも1級の主事、2級の主事に違いがございますし、求める職務も違うということをご理解ください。

○委員長 北谷文夫君 武田真委員。

○武田 真委員 砂川市においてはそういうふうなことになっているわけですが、他の自治体、北海道庁初め各自治体の今般の条例改正の状況を見ますと、単なる地方公務員法の改正に伴い文言を整理するという形で、降任、降給ということで条例改正がなされている状況にあるわけですが、他の自治体の状況を見ますと、先ほど説明したとおり、単なる法令の文言の定義の解釈が変わったということで整理しているわけなのですが、砂川市においては、他の市町村あるいは道を初め地方公共団体の状況について注視しながら今般の改正は行わなかったということでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 他の近隣の市の状況につきましては、情報交換をさせていただきながら、今般の降給の規定についても情報交換をさせていただきながら、今の段階では、まずは人事評価制度の定着があって、その中で実質的に降任させるということは、これは非常に重いことでございますので、そういった実質的な処分ということになってまいりますと、まず職員間において人事評価制度についての理解と十二分な認識が進まなければ、なかなか実態としては進めてまいれませんので、まずは制度の運用を安定的に定着させるために進めてまいりたいと考えてございます。

○委員長 北谷文夫君 武田真委員。

○武田 真委員 砂川市においては、現状ではそうした運用をしていくことになると思うのですけれども、そうしますと、今後制度が定着していきますと、当然2級の主事から1級の主事に降給になる場合は、降給という項目を条例改正なりで新たにつけ加えていくということでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 制度の定着後には、それがいつの段階ということについてはなかなか今の時点では申し上げられませんが、そういった一連の必要な手続、措置については講じてまいりたいと考えてございます。

○委員長 北谷文夫君 武田真委員。

○武田 真委員 それでは、続きまして確認していきますけれども、現行、勤務評定がやられている。それは非常に不十分なものであるということで、今般の人事評価制度になってきたということになると思うのですけれども、現行の勤務評定の実施状況等についてはどうなっているのか、ご説明いただきたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 現行の勤務評定につきましては、当市においては平成13年に砂川市職員勤務評定要綱を定めまして、職員の職務、能力等について訓令としての整備を図ったところでございますが、この要綱に基づく勤務評定については、管理職登用に当たっての特定の職員に対してのみ行ってきたものでありまして、他の職員についての評定については、書面等の作成は行わず、日ごろからの勤務態度等によって判断してきたところでございます。

○委員長 北谷文夫君 武田真委員。

○武田 真委員 わかりました。

続きまして、第4条の砂川市人事行政の運営等の公表に係る条例の一部改正で、砂川市人事行政の運営等の公表に係る条例ということで、現行、そういったことで勤務評定については公開されていないということなのですけれども、人事評価についてこれから評価が進むということの中で、今後条例に基づいてそれらを公開していくということになっていくというのを確認したいと思うのですけれども。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 今回、条例改正で規定させていただきましたとおり、今後につきましては、具体的にどのような形かは今後の検討でございまして、人事評価の結果については公表していくものでございます。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第18号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第21号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第22号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第23号 砂川市個別排水処理施設条例等の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第24号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑を受けます。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第25号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第26号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第27号 砂川市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第30号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第28号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第29号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 0時58分

○委員長 北谷文夫君 休憩中の委員会を再開いたします。

これより予算に入ります。

議案第7号 平成28年度砂川市一般会計予算の歳出から審査に入ります。

それでは、86ページ、第1款議会費、第1項議会費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。88ページ、第2款総務費、第1項総務管理費。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 それでは、何点かお伺いいたしますけれども、まず最初に89ページ、町内会館建設等に要する経費ということで今回補助金が組まれているのですけれども、なかなか全てに関係することですけれども、本会議での提案理由の説明だけでは全て書き切れないこともあるものですから、もし重複していたとしてもお答えいただきたいなと思います。一問一答ですので何問もありますけれども、端的にお伺いします。

今回、補助金として支出されるのですけれども、対象となる町内会館というのは今、何カ所ぐらい想定されていますか。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 今回の町内会館、会館建設等補助金の対象としている町内会館については、修繕について3つの町内会館、そして消防設備点検についても3つの町内会館を想定したものでございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 こういった補助金を支出して町内会館を修繕したり維持していくということは大事なことだと思うのですけれども、この予算は一つ丸なので新規事業ではないわけですが、砂川市内にはいっぱい町内会館がありますけれども、いろいろとローテーションというか、予定を組んでこういった予算が計上されてきているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 この補助金につきましては、市側がローテーションを組んでということではございませんで、各町内会館において、それぞれの管理運営状況の中で修繕の必要性が生じた場合に、こちらのほうにご相談いただき、予算を計上しているものでございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 わかりました。

次に、91ページ、職員の福利厚生に要する経費ということで、今回、新規としてストレスチェック業務委託料というのがあるのですけれども、これは一体どのようなことをするのかということをもっと最初にお伺いしたいと思います。



○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 ストレスチェック業務委託料につきましては、労働安全衛生法が改正されまして、昨年12月より、常時50人以上の労働者を雇用している事業所について、1年に1回以上のストレスチェックの実施が義務づけられたところでございます。このチェックを行うことによりまして、モデルで示されているので57の項目についてチェックをしていくわけですが、その結果、メンタルヘルスの不調の未然防止を目的としておりまして、そのチェック項目について委託する業者に対して送付し、個人への結果はもちろんのこと、集団での分析等についても行っていただくものであります。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 当然委託で、今答弁にもあったように、委託をした会社に57項目の調査したものを送るといことなのですけれども、もうちょっと詳しく、どういった会社にそういうものが送られて、結果的にはそれがフィードバックされてくると思うのですけれども、調査を行って終わりではなくて、それはどういったものとしてフィードバックされてくるのかということをお伺いしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 委託を想定しておりますのは、そういった労働環境関連についての調査ができる、いわば医療関係者が最終的に判断もできるような、そういった調査会社に委託する予定でございますけれども、結果の活用方法につきましては、例えば組織診断については、これを部単位とするか課単位とするかはまだ今後の課題でありますけれども、一定の単位での集団について、傾向としてこういったことがあるというような結果が通知されてまいりましたら、そこを、例えば職員の代表者で構成しております職員衛生委員会等で協議する中で、職場環境の改善を図ってまいりたいと考えてございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 確認なのですけれども、これはあくまでも労働安全衛生法の法的な義務として発生して行うものであって、従前より砂川市役所内でのメンタルというお話がありましたので、例えば鬱病ですとか、今いろんな、砂川市役所にあるかどうかはわかりませんが、パワハラとか、そういったものに対応しての、こういうチェックを委託して行うものではないというようなことでの確認は、それはそれでよろしいでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 新年度から事業計上してございますのも、法改正に基づくものでございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうしたら次に、庁舎建設の検討に要する経費ということで、これは総括質疑の中でも出ていたのでスケジュール的なことはわかるのですけれども、もっと細かく、この委託というのは、どういった会社に委託をされて、スケジュールも、繰り返しに

なるのですけれども、議会とのかかわりの中で、議会のほうにも何らかの形で示されると  
思うのですが、そういったようなところのスケジュール的なものってどうなっていますか。

○委員長 北谷文夫君 市長公室課長。

○市長公室課長 安原雄二君 具体的などういった会社かというご質問なのですが、  
基本的には当然、過去に実績経験があり、設計業務を持っているコンサル会社を予定して  
おります。あと、議会へのかかわり方なのですが、現状では、昨年と同様、庁舎整  
備検討委員会とのときのように、毎回常任委員会での報告を今のところ予定しております。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 もっと細かいところも聞きたいところだったので、総括の中  
で答えが出たので、ここはそれでわかりました。

次に、95ページ、財産管理に要する経費のところではアスベスト等分析調査委託料とい  
うのがあるのですが、これはどういった調査を行うのかということをもっと伺いま  
す。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 アスベスト等分析調査委託料につきましては、平成28年度に  
旧豊沼中学校のブロック側の校舎の解体工事を予定してございますけれども、ブロック校  
舎ではない、鉄筋コンクリート校舎のほうの玄関につきましては、アスベストを含有してい  
る、そういった建材を使っている可能性があるということで、その点について、平成29  
年度以降の解体の準備のために、この時点で分析調査を行うものであります。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 その調査結果というのはいつごろわかって、当然旧豊沼中学校の周辺に  
も人は住んでいるわけですので、住民の方への周知とかということも考えていらっしゃるの  
ですか。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 調査につきましては、スケジュールといたしまして、夏以降に  
なろうかと思うのですが、どのような結果が出てくるかによって、解体時には当然  
アスベストを含有しているということであれば、その対応を施した解体工事ということに  
なろうかと思えますし、その際に住民周知が必要なのかどうかは、その結果をもってまた  
検討してまいりたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 それでは、旧豊沼中学校のブロック校舎等の解体工事のスケジュール的  
なものはどうなっていますか。

○委員長 北谷文夫君 総務課副審議監。

○総務課副審議監 渋谷正人君 豊沼中学校の解体工事のスケジュールということでござ  
います。一応発注の工期といたしまして、6月上旬から中旬にかけて大体3カ月程度、

9月の下旬程度までということと考えております。実際に解体をする工事のほうにつきましては、大体30日から40日ぐらいということ想定しております。小学校がすぐ近くにあるものですから、夏休みがございまして、その期間で全部解体ということは無理だと思っておりますけれども、夏休みを中心にした形で工事のほうは施工してまいりたいということ考えております。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 今、次に聞こうとしたことが出てきたのですけれども、当然小学校が近くにあるものですから、長期の休みの期間だけで工事が終わるのかと思ったら、そこは全部は終わり切らないだろうということでしたので、ちょうど学業期になると子供たちもいるものですし、小学校だと低学年の子供たちもいるものですから、この辺、工事をするときには交通安全も気をつけていただきたいと思うのですけれども、その辺、学校とか近隣の住民の皆さんとかに、工事の状況というか、工事の施工の段階になったときの説明というのはきちんとされるということよろしいですか。

○委員長 北谷文夫君 総務課副審議監。

○総務課副審議監 渋谷正人君 安全対策ということでございますけれども、車の出入りにつきましては、道路が東側と南側にございますけれども、東側のほうは高低差があるものですから車両の出入りができないということで、小学校との間になりますけれども、南側のほうの道路を使用して出入りをしたいということ考えております。南側につきましては、仮囲い等をしまして安全を確保したいというところと、車両につきましては、出入りのところで誘導員をつけたりですとか、そういうようなことで対応したいということ考えております。学校さんのほうとの打ち合わせ等につきましては、業者さんが決まった時点で工程とか計画ができますので、その時点で詳細については打ち合わせさせていただきたいということ考えております。それと、付近の住民の方につきましては、工事車両の出入り、通行等で影響がある部分につきましては、お願いという形で回りたいということ考えております。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 わかりました。

次に、97ページ、公用車の管理に要する経費のところ自動車事故損害賠償金というものが出てくるのですけれども、これはどんな事故で、いつ発生したのですか。もし報告があったら私の記憶忘れなのですけれども、そこをお伺いしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 自動車事故損害賠償金の当初予算につきましては、例年100万円を専決処分できる範疇の金額ということで計上させていただいておりまして、既に特定の事故に対しての賠償というものではございませんので、ご理解をお願いいたします。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 理解しました。

次に、99ページ、地域おこし協力隊に要する経費ということで、これも総括の中でも出ていたのですけれども、今も既に地域おこし協力隊、何名も砂川に来ていらっしゃるのですが、去年の予算審査でも聞いたのですが、地域おこしをするということに関して、今まではアートのなもの、イベント的なものという形だったのですけれども、ほかの地域おこし協力隊を入れているところでは、いろんな協力隊に応募される方の特技ですとか技能ですとか、そういったものを重視して募集をかけて、地域の活性化に資していただきたいというようなことで募集をかけているところがあるのですが、近隣の歌志内市さんなんかでも、狩猟関係のもので特定をして、昨年募集をかけたということがあったのですが、本年度はどういったような方を地域おこし協力隊で募集しようとしていますか。

○委員長 北谷文夫君 政策調整課長。

○政策調整課長 河原希之君 今回は移住、定住ということで、まさにターゲットを、都会からの移住ということも意識いたしまして、首都圏に住んでおられる、協力隊となり得る方、これを募集しようという考えであります。その中で、ホームページ、こちらのほうで、今までは私どものほうでつくってございましたけれども、都会の視線というか、新たな視線で砂川のよさを引き出していただくと、そういったホームページの作成を中心として情報発信をしていただきたいということで考えておりますので、総括質疑の中でもお話ししましたとおり、スキルが一定程度ある方、この方々に新たな視点で砂川をPRし、移住、定住を促進させていただきたいという形で募集をしたいと考えております。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そういう形で募集をしたいと今答弁があったので、そうすると、応募の要項というか、要領みたいなものを出すときから、そういったスキルを持った方と限定した形での募集をかけるという理解でよろしいですか。

○委員長 北谷文夫君 政策調整課長。

○政策調整課長 河原希之君 今想定している募集対象ということの部分になると思いますけれども、ホームページを作成でき、さらにはウェブデザイン等のある程度、興味、経験のある方ということを募集内容に入れさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 今回こういうふうにスキルが特定されて、募集対象が限定されることになると、昨年とはまた違った形での募集になると思うのですが、そうすると、去年の、ちょっと覚えていないのですが、要は採用面接をする担当者というものが変わってくると思うのですけれども、その辺というのは変わりますか。

○委員長 北谷文夫君 政策調整課長。

○政策調整課長 河原希之君 従前、砂川市におられます地域おこし協力隊の採用試験の形と同様に、所管課と総務課長、これを入れた形で、所管課は担当部長、担当課長、そし

て人事の総務課、こちらを入れた形で面接を行っていきたいというふうに考えております。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうなると、今そうおっしゃられたのですけれども、去年は経済部でたしか商工労働観光課長が入ったと思うのですけれども、今回はそうしたら、経済部系ではなくて、市長公室課長みたいな、ホームページを担当しているわけですから、そういった総務系の人たちだけで決めるというような理解でよろしいですか。

○委員長 北谷文夫君 政策調整課長。

○政策調整課長 河原希之君 ホームページの関係もございますので、市長公室課、それも視野に入れながら、私ども所管課と、それから総務課ということで考えてまいりたいと思っております。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 いろんな角度から人を判断するほうがいいので、できれば、もちろん人事を専門にやっている総務課長は入ってくる。それから、総務系がどうしても人事畑とは常日ごろから密接な関係がありますから、それは必要だと思うのですけれども、一方で、地域おこしということであればまちの活性化ということもありますので、その辺は経済部なり市民部なりの担当者がいてもいいのかなと思うのですけれども、特にそういったようなことは考えてはいないという理解でよろしいですか。

○委員長 北谷文夫君 政策調整課長。

○政策調整課長 河原希之君 現段階では、先ほどご答弁申し上げたとおり、ホームページ関係担当課の面接というのはこれから考慮させていただきますけれども、担当課のほうでやらせていただきたいと考えております。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうすると、募集についても、広告料ということで、いろんな媒体に発信をしたりとかすると思うのですけれども、これも昨日でしたか、総括で多比良委員も触れられていましたけれども、なかなか募集をかけても、いい人材という言い方は余りよくないのですが、砂川市としては欲しい人材がいるわけです。そういったような望む方が応募してくれるかどうかということ考えたときに、応募の母数がふえなければ、そもそも選択する余地も狭まりますので、広告のかけ方も、従来どおりなのか、それとも新しい媒体等とかも使うということを新年度予算では考えているのか、その辺はどうなりますか。

○委員長 北谷文夫君 政策調整課長。

○政策調整課長 河原希之君 今回の予算の中では、新聞の求人広告という形で、前に経済部のほうでも出したということもございまして、それを一回掲載して募集すると。さらには、JOINという総務省の地域おこし協力隊、移住関係も含めたホームページがございまして、こちらのほうと市のホームページ、さらに北海道新聞で知っ得北海道という情報欄があって、そこにも時々、他の市町村でも募集の記事が出ます。そちらのほうにつ

いても今、新聞社のほうに確認をしている最中ですので、できる限りあらゆる手段といえますか、この予算の範囲内で募集をかけていきたいというふうに考えております。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 それでは次に、出会い創出支援事業に要する経費ということで伺いますけれども、これは補正予算のところでも話をしたのですが、昨年度は残念ながら執行残があったということなのですけれども、それを踏まえてまた100万円という予算を計上してきたのですが、今後協議会の中で新年度は、そういった昨年度の反省を踏まえて、どういったようなことをしていこうというような話し合いが出ているのか教えてください。

○委員長 北谷文夫君 総務部審議監。

○総務部審議監 熊崎一弘君 出会い創出の関係は私のほうから答弁させていただきますけれども、協議会で主体的にという部分はなかなか難しいなというお話はさせていただいてはいるのですけれども、昨年実績ある団体さんについても、なかなか同じような形ではできないというご意見も頂戴しています。ただ、地道な活動というのが必要だということの理解は皆さんしていただいておりますので、各団体が主体的にできるように、早い段階でまた新年度の協議会も開きながら、目標としては5回という数字を予算的には出しておりますけれども、そこになるように取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 当然、昨年の実績を踏まえて、またこうやって予算を同額計上しているわけですから、予算を全部使い切れというような言い方はしませんけれども、有効に使っていただけるように進めていっていただきたいと思います。

それから次に、交通安全推進に要する経費ということで、これは総括の中でも触れて、詳細に答弁もいただいたところでもありますけれども、今回は昨年大きな事件があつてから1年の節目ということなのですが、もうちょっと総括では聞けなかった具体的に細かいことをお伺いしたいのですけれども、いろいろとイベントをやったりとかもするというお話があったのですが、当然継続をして、交通安全の対策というものを進めていかなければならないのですけれども、事業者に対する働きかけというのはあるというお話は総括の中で出ていましたけれども、それ以外に、市内には各種団体ですとか、または住民の個人の皆さんとか、そういった方々に対する働きかけというものは、今回ここに計上されている予算の中には含まれていないのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 ただいまの事業者以外の市民への周知ということでございますが、昨年2回チラシを作成して、市民のほうへ周知したのでございますけれども、今回、交通安全推進委員会ということで、この団体は実は市内の29の団体で構成されておりまして、交通関係団体もあるのですけれども、商工会議所、建設協会、町内会連合会、

老人クラブ、市の校長会、PTA連合会、ライオンズクラブ、ロータリークラブ等、さまざまな立場の方の団体が構成員としておりますので、こういう中でいろいろと周知をしていければと思っています。あと、予算の中でということではありますが、例えば注意喚起ということでありましたら、予算を計上しなくても周知できるものはあるとも考えておりますので、このほうは、繰り返しになりますけれども、周知してまいりたいと思っています。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 予算をかけなくてもできることであれば、どんどんやっていっていただきたいと思えますし、物事、何かをする上では予算を伴うものも出てくると思えますので、そこはしっかりと予算をかけて、効果が期待できるものであればやっていっていただきたいと思うのですけれども、今のお話では、まずは予算をかけずにできるところからやりたいというような理解を私はいたしましたので、もし違うのであれば、また答弁いただきたいと思えます。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 総括の中でもお話しさせていただいたのですけれども、今回交付金として618万1,000円、推進委員会交付金としておりますが、この中で、飲酒運転撲滅関連の事業費としまして、ここで75万5,180円というふうになってございます。大きく言いますと、6月6日の行事費用として、北海道交通事故被害者の会から講師を招いて、この謝礼金等ございます。そのほかにも、何か砂川独自のことができないかなということで、ゆうを拠点としていまして、一石という劇団もございますので、ここでも視覚の点で訴えていただければ。

あと、集会のときなのですけれども、そのときには、メインはゆうですから、国道12号線に出て旗の波ということになりますと駅前の方が中心となりますけれども、昨年も一斉旗の波でもしたのですが、事故現場、こちらのほうにも分散してやるのですが、安全旗、いつも旗を持っていくのですけれども、いつも「交通安全 早目点灯」というものでございまして、飲酒運転撲滅という手旗がございませんので、これらの旗も一緒に買うようにしてございます。

このほかには、歩道橋に横断幕を設置して、これは市内4カ所になってございます。これは、市内外のドライバーに飲酒運転撲滅のまちだということをPRするものでありますけれども、場所としましては、まず北側、空知太の石山歩道橋、コメリの前になるのですが、北側の入り口ということで上り線に1枚。中央としましては、消防署の前の横断歩道橋、これは両面に設置します。南側としまして、南5号線、豊沼神社のところになりますが、ここの下り線のほうに1枚を想定しております。

このほかにも、事業所へ貸し出しますDVD、そのほかにも、先ほど言いましたけれども、これからイベント等開かれたときに、飲酒運転撲滅ということで、中にはお酒を出すイベ

ントもございますので、主催者にお話をして、掲示していただけるようなものも用意してございます。そのほかは、チラシだとかポケットティッシュというふうな内訳でございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そういったところでしっかりと周知をして、啓発活動を続けていっていただきたいと思います。

それから次に、101ページ、公害対策に要する経費ということで、自動車騒音常時監視調査委託料ということで134万円ほど計上されていますけれども、これはどこの路線に対して実施を行うものなのかをまず最初にお伺いしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 まず、この事業につきましては、平成24年に北海道から権限移譲された事務でございます。これは、交通量の多い、市内で今20カ所が指定されているのですけれども、ここを1年に4路線ずつ、平成24年から測定してございます。今年度につきましては、既に国道、市道等のほうは終わっておりますので、今度は市道のほうがメインになるのですけれども、今年度につきましては、東一線の南5丁目から南11丁目の間、ここの騒音、これを測定するような形になります。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 道からの権限移譲ということはわかったのですけれども、これで騒音の調査をした結果というものについて、その結果をどのように生かしていられるのですか。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 まず、趣旨としましては、車が主になるのですけれども、騒音になると、何らかの手だてをしなければならない。これが、通常的环境基準と、もう一つ、要請限度というものがございます。環境基準を超えるものではなくて要請限度という数値になりますと、これはもっと上のレベルになるのですけれども、これは75デシベルというものなのですが、これを超えた場合には、例えばその道路の管理者に対して路面の舗装状況をよくしてくれとか、もしくは公安委員会に対して今50キロ制限であるものを40キロにしてくれというような措置を要請することができるものであります。

24年からということで、今までの結果でございますけれども、今も数値は公表しております。これは24年、25年とホームページのほうに公表しております。測定してから、環境省のほうへ数値を送るものですから、1年半程度おくれるような状況でございます。今までの結果でございますが、75デシベルを超えるところはありません。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 75を超えたらすごい騒音だと思うのですけれども、そうするとこの調査というのは、私のイメージでは、何か集音器みたいなものを使って、大気中とか、空気ではかるのではなくて、例えば路面の道路状況とかもわかるように、道路の



路面に音をはかるようなものを置いて測定するといったような、そういった調査なのか。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 これは、調査を委託するのですけれども、道路のところに座って、集音器で測定するようなものになっています。その数値が上がるということになりますと、それは現場を確認して、何が原因かということ进行调查します。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 道路が悪い場合もちろんありますけれども、それから車の速度が出ている場合もありますけれども、私なんかは国道沿いに住んでいるものですから、車自体を改造して、すごい音を出して走っている車がある。たまたまこの調査をしているときにそれが近くを何回も行ったり来たりすると、75デシベルに達する可能性もあると思うのですけれども、そういったようなものというのはちゃんと排除するような仕組みができていますか。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 これについてもいろいろ基準が、実施をするためのものがありまして、今のように、例えば車を改造して爆音を出しているものは、数値としては記録されますけれども、それは記録している者がいますから、それは除いた形になります。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 わかりました。

最後に、105ページ、スマートインターチェンジの利用促進に要する経費ということで、整備効果検証業務委託料ということで294万9,000円が計上されておりますけれども、どんな会社にどんな調査をしていくのかということを最初にお伺いしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 政策調整課副審議監。

○政策調整課副審議監 河端一寿君 整備効果検証業務委託でございますけれども、これは連結許可をいただいたときに、その開設によりまして、運用から一定期間が経過しましたらフォローアップを実施するという事になっております。それがこの整備効果でございます。一定期間と申しますのは、特に定めがございません。北海道でいいますと、輪厚スマートインターチェンジが早くに開通しておりまして、1年後、3年後、5年後ということで、ホームページでも整備効果の公表をしております。この内容といたしましては、実施計画書に基づく整備効果の効果発現が出ているかどうかというものを、まずは1年後をめどに調査、検証をするものであります。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 その効果検証を図った上で、当初、この開通をするに当たっての1日の走行台数ですとか、そういった目標が設定されていると思うのですが、そういった目標に

達していないとかということが判明した、あるいは、いい意味で台数が非常に多いという  
ような結果が出てきたとか、要は、その調査結果が今後どういった形で利活用されていく  
のかということについてお伺いしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 政策調整課副審議監。

○政策調整課副審議監 河端一寿君 もちろん実施計画に基づいて、日当たり計画交通量  
というのが大前提でございます。これが1年後の段階で、1年間日平均当たりが計画より  
多く出るのか、下回って出るのか、それがどちらになっても、少ないなら少ないなり今後  
の対策を講じなければいけない、多くなった場合に対しては、その原因というのは何が  
いいものがあったのかということでございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 砂川市が切望して、せっかく開いたスマートインターですから、この効  
果の結果というのは、もちろん市内全体でその情報を共有しながら、よく今まで私も含め  
ているんな議員も言っていましたけれども、経済部での利活用のあり方とか、スマートイ  
ンターを利活用して、まち中に人をふやしてもらうとか、そういったことの連携というこ  
とも、お金をかけて調査して、その後の、1年後、3年後、5年後かどうか、砂川市の場  
合わかりませんが、随時そういったような効果についても、市内で情報共有と連携  
を図っていくために使われていくものと理解してよろしいですか。

○委員長 北谷文夫君 政策調整課副審議監。

○政策調整課副審議監 河端一寿君 まず、このフォローアップでございますけれども、  
大前提として報告義務があるのは、地区協議会にこの整備効果検証委託を持ったものを報  
告しなければなりません。あわせてそこでは、今後の対応等、いいもの、悪いものござ  
いますので、そこら辺は地区協議会に報告というのが大前提でございます。本会議場でも  
質疑あったように、まず周知をするということがありますので、効果検証した際の内容を  
もって、まずは市内各部それぞれに協力をしていただいて、利用を高める、活性化を高め  
るというものを進めていきたいと思っております。

○委員長 北谷文夫君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 私のほうから2点。

まず1点目が、93ページ、ホームページに要する経費としてありますけれども、現段  
階のリニューアルされた形というのがいわゆる完成形なのか、そのあたりお聞かせいた  
だきたいなと思います。

○委員長 北谷文夫君 市長公室課長。

○市長公室課長 安原雄二君 3月1日よりリニューアルしました。基本的には、トップ  
ページですとか、結構レイアウトががちがちと決まったものについては、固定でござい  
ます。

○委員長 北谷文夫君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 私もまだ深くまで見てはいないのですけれども、何か調べたいときに、前回のホームページだと、サイト内検索のところがあったと思うのです。今ありましたか。

○委員長 北谷文夫君 市長公室課長。

○市長公室課長 安原雄二君 申しわけございません。前回、実はサイト内検索がございました。今回も3月1日から当然設けることを考えていました。今度は、グーグル検索といたしまして、グーグルの会社のサーバーを使って、新しいサーバーの情報をロボット機能を使って全部収集しなければならない。今回、物理的にリニューアルしたことによって、前使っていたホームページと新しいサーバーが変わっていましたことによって、情報を収集する期間が必要なのです。その辺を業者に確認いたしますと、最低でも一月ぐらいはと言われていますので、4月1日までにその辺が改善されれば、すぐサイト内検索を当然設けることは考えております。

○委員長 北谷文夫君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 わかりました。

そしてもう一つ、何回かホームページの関係で言っていたのは、自分で市の情報を発信したいときが多々あるのですけれども、いろんな情報が市のホームページで出たときに、いろんなニュースとかもいろいろあるのですけれども、そういうのを自分のホームページとかソーシャルネットワークで配信したいときに、1つボタンを押せば、例えばフェイスブックのボタンを押せば、そのページが自分のフェイスブックのほうに飛んでいくというようなことで、いいニュースとか、募集情報だとか、いろんなものを、市民の人とか、いろんな人からも発信してもらったほうが発信力の強化にはつながると思うのですけれども、そのあたり、前にもツイッターとかフェイスブックとか、そういうのを1つの記事ごとに押すところをつけてもらえないだろうかという話をしていたのですけれども、そのあたりは検討されていないのかどうなのかお聞かせ願いたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 市長公室課長。

○市長公室課長 安原雄二君 現在フェイスブックは、商工関係と申しますか、地域おこし協力隊ですとか、2つほど設けております。残念ながら今回のリニューアルには、そういうボタン1つで情報を発信するようなことというのは検討漏れというのが現状でございます。ただ、今委員さんおっしゃったとおり、今後その辺を委託業者と検討いたしまして、技術的に可能なかどうなのかも含めまして検討したいと思っております。

○委員長 北谷文夫君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 どこでもやられていることなので、できないことはないと思いますので、ぜひ発信のお手伝いをさせていただければと思っていますので、よろしく願います。

もう一つ、105ページ、定住自立圏の関係なのですけれども、定住自立圏構想ということで、参加してから時がたつわけなのですけれども、これまでの進捗状況はよしとして

も、この予算に係る28年度、その方向性というか、どういうことをこの中でやっていこうとするのか教えていただければと思います。

○委員長 北谷文夫君 政策調整課長。

○政策調整課長 河原希之君 今回、予算14万5,000円を上げさせていただいております。この関係につきましては、まず定住自立圏の共生ビジョン懇談会というのを平成28年度も2回を予定しております。委員さんが27名いらっしゃって、その委員さん、5市5町の中からそれぞれ出ていらしておりますので、それらの方の意見がこれまで出てきている。その意見を定住自立圏で連携できないか、そういうことの協議を現場サイドでは常にしているという状況が毎年毎年ローリングされております。その進捗状況ですとか、それに伴う、例えば製本された共生ビジョンというのがございますけれども、こちらの新規への改訂ということも含めて、さらにもう一回、2回目がありますので、そのときにはまた、ある程度テーマを絞った形で昨年は意見をいただいた形になりましたけれども、今年度は、まだテーマ等は決まっておりますが、5市5町で中空知定住自立圏の事業になり得るかどうかという意見をさまざまな観点からいただきながら、それを検討していくということで考えておまして、それに係るビジョン懇談会の開催の2回を経費、委員報酬等々でございます。

○委員長 北谷文夫君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 27名、それぞれの地域から出てきて、それが年2回開催されるということなのですけれども、結構、地域同士の流れ、間とか、いろんな地域が抱える課題を共同で解決しようという課題は多いような気がするのですけれども、これが開催回数2回とか、そういうような形で推進していくのだろうかという一抹の不安があるのですけれども、もっともっと積極的に、お互いに困っていることとか、お互いに助け合うこととか、何かそういったことがあるような気がするのですけれども、それはここでしか恐らく難しいだろうなという気がするのです。2回という形でのペースというか、妥当なのかどうか、そのあたりの認識について。

○委員長 北谷文夫君 政策調整課長。

○政策調整課長 河原希之君 平成28年度の予算では、申しあげましたとおり、2回ということでございますけれども、ビジョン懇談会の委員さんのほうからもいろいろな意見が出てくる中で、今委員さんおっしゃられた回数のほうも、果たしてニーズが全部捉えられるのか、意見が吸収できるのかということも含めて、中心市ですから、滝川市とは、回数関係につきましては、28年度はまず2回で進むと。ただ、今後の進め方についても、回数だけではなくて、いろいろ連携できる、効果的な手法も含めて検討はさせていただきたいと考えております。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 私、庁舎建設の関係でお伺いをします。

まず、第1点目は、基本構想、基本計画の策定なのですけれども、なぜ継続費にされたのか、まずお伺いします。

○委員長 北谷文夫君 市長公室課長。

○市長公室課長 安原雄二君 基本構想と基本計画、2カ年にわたる継続費、なぜかというご質問なのですけれども、基本的には、スケジュール的に、まず第3回目の定例会で審議会条例を制定する予定になっています。そちらのほうで委員さんが決まるわけなのですけれども、その後に審議会を開きまして、構想案をつくる予定になっております。最短でも10月以降になりますので、そこから6回程度開きましても、年度内に策定するのは困難でございます。それで、28年度中に策定できることは難しいだろうと。

もう一点目は、基本構想と基本計画、いろんな他市町村を調べてみましたところ、例えば基本構想なしで基本計画へいく市町村ですとか、逆に基本構想の中で第1章を設けて基本計画を行っているような市町村もございます。その辺、構想と計画は車の両輪のように、切っても切れなく継続性があるというものと理解しております。それは市町村によっての考え方なのですけれども、砂川市にとっては当然、28、29できっちり単年、単年でいければよかったですのですけれども、先ほど言ったとおり、スケジュールの問題もありまして、継続費で今回は計上させていただきました。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 プロポーザルでということは本会議場で聞いたのですけれども、まさか基本構想と基本設計を別のプロポーザルでという話ではないのですよね。

○委員長 北谷文夫君 市長公室課長。

○市長公室課長 安原雄二君 基本構想と基本計画は、同一の1社に契約しようと考えています。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 プロポーザルそのものの実施時期というのは、今のお話でいくと、まず審議会がある程度のお話をした後に、基本構想と基本計画に対する業者選定のためのプロポーザルを行うという予定だというふうに考えていいのかなのですけれども。

○委員長 北谷文夫君 市長公室課長。

○市長公室課長 安原雄二君 申しわけございません。まず、スケジュール的には、4月に庁内に検討委員会を立ち上げます。それと並行いたしまして、基本構想、基本計画を行っていただく業者選定をプロポーザルで選定することに約2カ月以上を見ております。その後に、審議会を10月以降に開催いたしますので、それまでの間の基礎資料が当然、場所ごとの比較検討ですとか、そういった知識とか経験ある方に支援いただきながらつくる時間が必要ですので、そういったスケジュールになっております。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 わかりました。それで、プロポーザルの場合は、いわゆる提案をしても

らうわけで、いろんな形で専門家の提案を望むためにプロポーザルをやるのだということになると思うのですけれども、病院なんかは、規模は大分違いますけれども、審査会が当然行われると思うのです。プロポーザルの募集をして、何社かが集まって、一番いいところを選ぶための審査会ですけれども、この場合は庁内だけでやるのか、病院なんかの場合だと、民間の方も入ってもらってやったという経験がたしか記憶にはあるのですけれども、その辺はどういうふう考えられているのですか。

○委員長 北谷文夫君 市長公室課長。

○市長公室課長 安原雄二君 現状では、庁内だけでやることを今のところ検討中です。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 そこで、時期的な問題として確認をしたかったのですけれども、市役所庁舎は市民に非常にかかわることであるので、このプロポーザルの業者選定の審査会には民間の方をぜひ入れてほしいなというふうに、また入れるべきだろうなというふうに思っています、その辺のところの考え方というのは今後変わる可能性はあるのかどうかなのですけれども。

○委員長 北谷文夫君 市長公室課長。

○市長公室課長 安原雄二君 民間の意見は、先ほど申しました10月以降の審議会等でお聞きしますので、今回のプロポーザルの選定につきましては、あくまでも庁内の中で行っていこうと今考えております。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 市長、ここは民間を入れたほうが私はいいと思うのです。今回の総括質疑でも市長は、民間のいろんな声を聞きながら、それをもとに判断していきたいということが言われています。このプロポーザルの選定というのは非常に大事で、まさに透明性がないとまずいわけです。そういう意味でいったら、庁舎の内部だけで審査会を開くというよりは、民間の方も入ってもらって、去年ずっと話し合ってきた経過がある、組織もあったわけですから、そこは入れたほうがいいかなというふうに私は思っているのですけれども、市長、その辺のご所見は何かありませんか。

○委員長 北谷文夫君 市長。

○市長 善岡雅文君 私自身はそんなにこだわっているわけではございませんけれども、庁舎整備検討委員会の中で、民間の方の意見は全部集約されている。それをもとに行政が、その項目でプロポーザルの原案をつくる。できたものに対して今度、民間の人の委員さんがまた入って、それをどうするこうするということになろうと思うのです。だから、何も関与するのは関与する。最初のプロポーザルのできた原案に対して、どこをどうすればいいかという話になると思うのです。だから、入っている入っていないは、そんなに私は、その後十分に活躍の場が出てきますので、そのために整備検討委員会の中でみんなに意見を出してもらったという感覚でいるものですから、その辺はこだわってはいないけれども、

出た後に十分やっていたらというふうには思っています。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 多分に業者選定というときに、疑惑ではないのです。いろんな憶測って呼ぶのです。特にプロポーザルといたら、かなりの数になってこないと、正直言うと、プロからプロポーザルのときにいろんなアイデアをいただいちゃうところもあるわけです。その中から1社選んでいけばいいわけで、まさに透明性ということから、また市庁舎という性格上から、審査会、業者を選ぶここでは、職員ばかりではなくて民間を入れて、透明性が高まっているのだというようなことを示すべきだろうなというふうには私は思います。検討の余地があるならば、ぜひ検討していただきたいというふうには思います。

99ページなのですが、先ほども質疑があった交通安全推進に要する経費なのですけれども、ここもちょっと残念なのは、我々議会としては飲酒運転撲滅に関する条例というのを去年制定したわけなのですけれども、せっかくだったら、飲酒運転撲滅に要する経費とかという形でぜひ1項目を入れてほしかったなというふうには思うのです。予算書を見るときにずっと見ていてもなかったのです。自分なりに前年度と比較していくと、なるほど、交通安全推進委員会交付金が七十何万円プラスになっているから、もしかしたらここかなというふうには思ったのですけれども、どうしてそういうふうに、注目されている点なものですから、その後の予算はどういうふうになるのかというのは当然出てくるかなというふうには思っていたのですけれども、そこら辺の予算立てのときの考え方というのを伺います。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 まず、砂川市の交通安全運動というものは、先ほど言いましたが、29の団体で構成されております交通安全推進委員会でやってございます。この中で、当然、周知、啓発活動になりますと、さまざまな団体の方のお力をいただければ交通安全運動というのはいらないものから、推進委員会ということで構成してやっているわけなのですけれども、飲酒運転撲滅ということに関しましても、これは交通安全運動だろうということと、この中には社交飲食協会の方も入っておりますので、それは昨年来からずっと協力してやらせていただいておりますので、そういう意味で、交通安全推進委員会ということで組ませていただきました。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 結果として予算書がそうになっていたし、きょうの道新でしたっけ、議会の中での内容としては飲酒運転撲滅の関係の記事が出ていたりとか、そんなようなことになってはいるのですけれども、想像以上に砂川の飲酒運転撲滅に対する、どういうふうな動きをするのかということは、今度の6月6日に向けてさらに注目されていくのだろうというふうには思うものですから、そこはこの1年はしっかりとやっていかなければいけないなというふうには思うのです。そういう点からして、先ほど質疑の中で、5カ所でしたか、

歩道橋に横断幕を掲げると。その書く内容が、飲酒運転撲滅のまちとかというのがさっき聞こえてきたのですけれども、そういうふうにかかれるのですか。

○委員長 北谷文夫君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 ここにかかれるものは、趣旨としては飲酒運転撲滅のまちだということをPRするための横断幕でございます。言葉というのはまだ決まっておりません。先ほど言いました、推進委員会というのが4月に総会もございまして、この中でいろんなことを提案していきながら、また意見もいただきながら決めていこうというふうには考えています。

○委員長 北谷文夫君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 飲酒運転撲滅のまちって書くのだったら、やめてほしいなというふうにしたのですけれども、そうではなくて、これから決めるということであるならば、条例にもきちっとうたっている、それから市長も今までも言われてきている、飲酒運転はしない、させない、許さないみたいな形が一番すっきりするのかなというふうにも思っていますので、それは今後の話だということなので、いろいろと検討をしていただければというふうに思っております。

以上、終わります。

○委員長 北谷文夫君 武田真委員の質疑は10分後、休憩後に行います。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時05分

○委員長 北谷文夫君 休憩中の委員会を再開いたします。

武田真委員。

○武田 真委員 それでは、94ページの財産管理費について確認します。この中のアスベスト等分析調査委託料、先ほどお話があったところなのですけれども、豊沼中学校は校舎以外に体育館、附帯施設があるのですけれども、それらについてもこの調査分析委託料で調査するというのでよろしいでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 このアスベスト等分析調査委託料につきましては、先ほど申し上げましたとおり、玄関ポーチのところの建材にアスベストが使われている可能性があるということでの調査でございますので、体育館部分の調査を行うというものではございません。また、「等」については、これは焼却灰の最終的な、残されている箇所が3カ所あるようでございますけれども、これについても処分をするためには分析表の提出が求められるということから調査するものであり、体育館のところではございません。

○委員長 北谷文夫君 武田真委員。

○武田 真委員 わかりました。

続きまして、旧豊沼中学校ブロック校舎等解体工事費、今回ブロック校舎が解体という



ことになると思うのですけれども、ご存じのとおり、ブロック校舎以外に附帯施設、それこそ体育館等、周辺にあるのですけれども、それらについての処分と申しますか、それについては今後のスケジュール等には入っていないのかどうか確認させていただきたいと思っております。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 R C校舎及び体育館等につきましては今後、29年度以降という形で、今現在校舎の一部を観光協会に貸し付けを行っておりまして、その物品が入っているという状況もございましたので、その移転も見据え、それは29年度以降に解体してまいりたいと考えてございます。

○委員長 北谷文夫君 武田真委員。

○武田 真委員 ここはわかりました。

続きまして、104ページの電算管理費について1点伺います。こちらの番号制度システム整備委託料については、セキュリティ強化ということで、平成29年4月以降までに強化されるということなのですが、このセキュリティ強化に関して、総務費以外にも、他の民生費等にも同様の項目があるのですが、それらの項目、あえて分散した理由、総務費の中の電算管理費に入れなくて、各部の予算の中にシステム管理の整備委託料を組み込んだ理由等、何か理由があれば、教えていただきたいなと思ったのですが。

○委員長 北谷文夫君 総務課長。

○総務課長 安田 貢君 他の費目にも番号制度システム関連の予算が計上されているところについてでございますけれども、特別会計関連については、特別会計で負担すべき、いわば基幹のシステムであるというところでございますし、一般会計の他の費目のものにつきましては、庁舎内の住民記録を基本とした基幹のシステムではありますが、一部のシステムについては、例えば生活保護というような形になりますと、共通した業者、ベンダーによるシステムではなく、システムによっては、また別個のベンダーによるシステムを導入している経過がございます。そういったものについては従前より個別の予算科目で計上させていただいている次第でございます。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 それでは、6目企画費で、ページは99ページ、二重丸、第6期総合計画の推進に要する経費で31万8,000円が計上されております。提案説明の中でも市民意識調査、市政執行方針の中でも、第6期総合計画、平成23年度から32年の折り返しであるということから、市民の声をしっかりと聞いて評価を行い、検証していくといったことでありますけれども、市民意識調査について、どのような方法でされたり、またはいつごろから始まって、どのような期間で、さらにはどのような形で報告をするのかといった部分の詳細について、この機会に聞かせていただきたいなと思っております。

○委員長 北谷文夫君 政策調整課長。

○政策調整課長 河原希之君 6計の市民意識調査につきましては、まず対象者は第6期総合計画策定時と同じ考え方をもちまして、18歳以上からというのを対象にしたいというふうに考えております。これらにつきましては、昨年の予算編成時のときにおおよそ人口を出して、そのうちの1割ということで対象としようと考えておりますので、この年代の中で約1,500名ほどを対象にしたいというのが、まず対象者でございます。男性、女性均等に、そして各年代ごと、それぞれ多い年代もあれば少ない年代もあるというふうにしないで、均等に抽出をしていきたいというのが、まず対象者の考え方です。

対象者につきましては、5月下旬をめどにアンケートを発送いたします。6月一月間アンケートに回答していただきながら、集約につきましては、6月30日までに回答いただく形にしまして、その後、集計作業を行って、できれば7月、8月あたりで結果を公表していきたいという流れでございます。基本的には、お聞きする内容につきましても、年代と同様、6計の策定時のときと同じ内容で比較をしたいということで考えておまして、設問内容については詳細を詰めますけれども、基本的には6計の策定時と同じような設問の形で取り進めようという考えでおります。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 今ほどの答弁をいただいたので、私は、平成21年8月の第6期総合計画の市民意識調査の資料、当時のものを引っ張り出して持ってきました。まさに今説明いただいた部分とほとんど同じで、18歳以上の市民の中から約1割、当時、平成21年のころは1割となると1,650人が対象で、恐らくその後人口が減られている部分があるから、おおむね1,500人ぐらいなのだろうなといったことは同じかなと思っています。基本的に、当時は住民基本台帳登録者から年代別人口構成比に応じた割り当て数を無作為に抽出したといったことなのですけれども、まずこの辺は前回の7年前と同様の形であるということでもいいのかどうか、まずそれを確認させてください。

○委員長 北谷文夫君 政策調整課長。

○政策調整課長 河原希之君 7年前と同様の形で、住民基本台帳より無作為抽出という形で進めてまいりたいと考えております。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 当時も20代、30代、70歳以上まで、それぞれ世代に合わせて抽出をした中で実施をされて、今ほど実施期間についても、6月から約1カ月間、6月の30日までをめどに、その後7月、8月で集計をまとめていきたいということでもありますけれども、ただ、当時のとき、もう一つ載っているのですけれども、平成11年度の場合は市民意識調査ではなくて市民意向調査ということで、第5期総合計画のときに事前に調査されていた。前回は市民意識調査ということで、市民意識調査と意向調査の違いはあるのでしようけれども、このときは1,650通を対象として配布して、回収数が823通で、回収率49.9%、平成11年度の調査のときは1,741人で、回収数が881で、回

収率50.6%といったことで、おおむね半分になるということで、ただ、前回同様、基本的に10%、1割の方を抽出してということなのですけれども、こういう回収率を考えたときに、果たして10%でいいのかどうか、場合によっては倍の20%といったことも考えるべきなのかなと思ったり、さらにはこれだけ高齢化が、65歳以上、さらには75歳以上の住民が多くなってきている中で、そういったことも加味しながらの抽出といったことも本来考えるべきではないのかなと思うのですが、その辺はどのようにされていたのかも聞かせていただきたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 政策調整課長。

○政策調整課長 河原希之君 委員さんおっしゃられた点もあろうかと思えますけれども、あくまで6期がスタートした平成22年、これと同じような状況の中で調査をしていきたい、その比較をしていきたいという考えでございまして、今回は10%程度の抽出というふうに考えております。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 基本的にはある部分ではかみ合わない部分があるのかなと思うのですが、実質、調査をするということは大事なことだと思っています。というのは、第6期総合計画、総合計画というのは砂川市におけるまちづくりの最上位計画であるといったことで、5年間してきたことをしっかりと検証して、そして評価をして、そしてそれを今後の5年間に役立てるといったことでは非常に必要なことだと思っていますので、これを実施することについては何ら私は問題ないのかなと。ただ、やり方の部分はもう少し考えるべきところがあるのかなと思っています。

言いつ放しになるかもしれませんが、5年たつと、先ほどお話ししたように、65歳以上とか75歳以上の方たちが、まだまだふえてきている。申しわけないけれども、少子高齢化の中で若い世代の方が少なくなっているといったことでは、多少意識という部分が変わっていくのかなと思っておりますので、そのようなこともしっかりと加味した中で、前回の第6期総合計画の市民意識調査のときの項目とほぼ同じであるということでもありますので、そこをしっかりと踏まえた中で、集計も含めてやるべきかなと思えますけれども、このことについての考え方があれば、聞かせていただきたいなと思います。

○委員長 北谷文夫君 政策調整課長。

○政策調整課長 河原希之君 確かに高齢者がこの後多くなっていくということで、意識も変わっていくというようなご意見もあります。それは確かだと思えますが、まずは今回、10%程度の抽出でやらせていただきますし、このアンケート調査を集計した後に、庁内で施策評価というのを各原課にさせていただくと。それは、事務事業評価と含めて、市民の意見も踏まえて、最後、総合評価に持っていくという形で整理をさせていただきたいというふうに考えておりますので、今回は、最初の設問に戻りますけれども、10%抽出の中

で、そのような形で6計の次期3次実施計画の策定も含めて取り組んでまいりたいと考えております。

○委員長 北谷文夫君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 最後に、取りまとめをして、第6期総合計画の結果報告書ということであるのですけれども、大体37ページもので、ほとんど調査した所管の中で取りまとめをした中かなと。これを読んでいると、ためになると言ったら失礼ですけれども、中身が結構、いろんな意見があるということを通して知る機会があるのかなと。基本的には、このような形の報告書ということで取りまとめとして考えているのかどうか、さらにはこういったことを住民、要するに砂川市民にどうやって伝えていくのか、その辺の考え方も聞かせていただいて、終わりとさせていただきたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 政策調整課長。

○政策調整課長 河原希之君 先ほどもご答弁したと思いますけれども、アンケート調査の結果につきましては、ホームページ等を使って、集計結果については、市民、それからホームページ等ですから、ほかの方々にも公表していくというような形で考えております。冊子というか、それについては、庁内で印刷できる分に対応できると思いますので、それらについては、前回と同じような形で作成に向けて考えてみたいというふうに考えております。

○委員長 北谷文夫君 増山裕司委員。

○増山裕司委員 私のほうからは、105ページ、スマートインターチェンジの利用促進に要する経費について1点だけ質疑させていただきます。昨日の本会議、そして先ほどの質疑の中でだんだんわかってきたのですけれども、利活用の促進については、一定期間後、1から3年後の調査結果で利活用の今後のあり方についてまた検討を進めていきます的な副審議監のご発言だったと思います。

そこで、私もETCの車載機の搭載促進補助金の恩恵を受けた者として非常に感謝しているのですけれども、ことしもまた継続してやっていただけるということで、非常にうれしく思っております。そこで、1つあるのは、自分で意識的にスマートインターチェンジを利用して見たのです。昼も夜も。そうすると、夜、上下やってみたら、夜は、私のような土地カンがある者でも、ふるさと活性化プラザのほうにおりてくる道が、高速道路からちょっとわかりづらいなと。それから、おりるときも、取りつけ道路に行くところなのですけれども、夜は本当にわかりづらいなという印象がありました。これは私だけかなと思って利用者に聞いてみたら同じようなことをおっしゃっているので、1から3年後また見直すということなのですが、やることは砂川ではないですね。NEXCO東日本になると思うのですけれども、その辺の問題点について今現在把握しているかどうか伺いたいのですけれども。

○委員長 北谷文夫君 政策調整課副審議監。

○政策調整課副審議監 河端一寿君 今お話にあったことは、私どもも承知しております。2月の上旬ですけれども、NEXCO東日本旭川管理事務所に赴きましてお話をし、標識等の関係、改善をお願いしたところです。何せ1年たっていない中で冬期間を迎え、路面標示が見えない、もしくは吹雪のときになかなかわからない。開通当時におきましても、本社のほうにはお話をしております。その点、改善をしていただけるように、スムーズにスマートインターに行けるようお願いをしているところです。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に進みます。106ページ、第2項徴税費、ございませんか。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 まず、107ページでありますけれども、課税資料電子化導入委託料ということで169万6,000円計上されているのですが、これはどんな資料をどこまで電子化するのかということをまず最初にお伺いしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 税務課長。

○税務課長 為国修一君 課税資料の電子化委託ということですが、課税資料といたしましては、確定申告書の写し、給与支払報告書、公的年金等支払報告書などがあります。あと、市民税の申告書、これらを総称して課税資料と言っているのですが、今般マイナンバー制度の導入に伴いまして、現在は紙台帳にそれぞれのデータをのりづけして3年度分を保管しているのですが、28年1月1日からはマイナンバーが施行されまして、それぞれの申告書等課税資料にマイナンバーの番号が表記されたということで、その保管には細心の注意を払うようにということになっております。

今現在は課税台帳にその旨張っているのですが、給与支払報告書の様式が、今のA6判からA5判にちょっと大きく様式が変更になりまして、それを3年度分保管するとなると1冊の課税台帳の厚みが増すということで、ロッカーの数も不足して、事務室が非常に狭いというときもありますので、今般、今使っております税務LANシステムというシステムがあるのですが、そちらのほうのオプションといたしまして、スキャニング機械をそれに接続しまして、それぞれの課税資料をスキャニングして、その画面をデータ上といいますか、ディスプレイ上で確認できるようにしていきたいということの委託料であります。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうすると、今まで紙台帳ベースで持っていた、原本に当たるようなものというのは、今後電子化されてしまうと、それは破棄されるものという理解でよろしいですか。

○委員長 北谷文夫君 税務課長。

○税務課長 為国修一君 当分の間は、スキャニングしたとしても写りがあいがよくない

とか、そういうことがありますので、別に保管はさせていただきますけれども、一定の期間が終わりましたら、それは全部シュレッダーで処分するということを考えてございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 昔、国ベースの話になりますけれども、年金の関係でも、紙台帳であったものを電子化に移行したときに、いろいろと誤データがそのまま残ってしまったと。あのときはキーパンチャーが打ち込むという形だったのですけれども、今回はスキヤニングということで技術も進歩していますし、そういう打ち間違いみたいなものはないのかもしれませんが、まさに今ほど答弁にあったように、スキャンしても、画素がしっかりと読み取れるものになっているかどうかというものが、細かな点ではもしかしたら見落としというところが出てくるかもしれないので、今、当分の間はというふうにおっしゃられたのですけれども、それは一回スキヤニングされた後、そういった読み取りがないかどうかというのをチェックして、それから廃棄するような形になるのですか。

○委員長 北谷文夫君 税務課長。

○税務課長 為国修一君 スキヤニングした後は、一枚一枚正式にスキヤニングできているかどうか、そういうのを確認していきたいというふうに考えています。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 あともう一つ、この点に関して、非常にプライバシーに触れる情報ですけれども、一方で、照らし合わせて紙媒体のものを破棄してしまって、誤って電子データが今度また破棄されてしまって、原本そのものがなくなってしまうわけですから、そういったようなりスク管理ということを考えて、余り複写して残しておくべきものでもないと思うのですけれども、その辺はどのように考えていらっしゃいますか。

○委員長 北谷文夫君 税務課長。

○税務課長 為国修一君 複写した元データについては、他に漏れても大変なことになりますので、その保管についても、きちんと施錠できるようなところに厳重に保管をして、またわかりやすく、混在することのないように対処したいというふうに考えています。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 次に、109ページ、市税の徴収事務に要する経費で、これは補正予算のところ増山委員も質疑されていましたが、コンビニエンスストアでの収納率が非常に上がっているということなのですが、経費が100万以上かかっているのですけれども、補正予算のところでもあった話の続きになるのですが、繰り返しになるかもしれませんが、年々利便性が向上して、納付はふえているという理解でよろしいですか。

○委員長 北谷文夫君 税務課長。

○税務課長 為国修一君 コンビニエンスストアの収納は23年度から実施をしております、23年度時点では1万50件ほどの取り扱い件数だったのですが、それが26年度決算におきましては1万4,630件ぐらい、27年度の決算見込みでは1万5,730

件ぐらいということで、4年間で56.5%の伸びを見せておりまして、大体年間10%ずつふえているというような、単純計算するとそういう形になると思いますので、今後も24時間の営業をやっているコンビニエンスストアの利用というのはふえるものと考えております。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 これだけ手数料としてお金をつぎ込んで、収納率が上がっているということはまさに成果が出ていることですし、いろんな人の生活スタイルが変わってきて、またコンビニエンスストアは24時間営業しているものですから、場合によっては今後、次年度以降もさらに伸びていけば、ますますこの費用はふえていくと思うのですが、収納率向上ということに関してはすごくいいなと思っていますので、この辺はわかりました。

最後に、預貯金取引調査手数料ということで7万8,000円が上がっているのですが、この内容を教えてください。

○委員長 北谷文夫君 税務課長。

○税務課長 為国修一君 預貯金取引調査手数料については、滞納処分を行う際に、各金融機関に滞納者が今保有している預貯金、これを確認させていただくということの手数料でありまして、おおよそ6つの金融機関がありますけれども、1件当たり10円、それに消費税がかかるというような手数料となっております。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうすると、これは市が照会先の金融機関に対して払うものであって、別に、何か取引代行とか債権回収会社とか、そういったところに使うようなお金ではないという確認だけをして終わりたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 税務課長。

○税務課長 為国修一君 委員おっしゃるとおりです。そのとおりです。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。108ページ、第3項戸籍住民基本台帳費、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。110ページ、第4項選挙費、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。112ページ、第5項統計調査費、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。114ページ、第6項監査委員費、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。116ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、ございませんか。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 それでは、117ページ、戦没者殉職者慰霊式行事交付金からお伺いしてまいります。今回7万5,000円が計上されて、一つ丸ですから、従前から続いている事業なのですけれども、まずこれが昨年度以降と支出の内容的に変わらないのかどうかだけ最初に確認として伺います。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 戦没者殉職者慰霊式の関係でございますが、これにつきましては、毎年6月に福祉センターで実施をさせていただいております。こちらにつきましては、殉職者慰霊式の実行委員会が主催して行っておりまして、献花方式で実施されているものでございます。28年度につきましても、27年同様の方式で実施を考えているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 これを伺ったのは、毎年この式に参加させていただいて、さきの大戦の、まさにご遺族の方とか、それからご親族の方が出席をされて慰霊式を挙行しているのですけれども、年々高齢化とともに参加者が減ってきていると。さきの大戦の教訓を踏まえて、二度とそういう悲惨なことが起きてはいけないというようなことを我々記憶にしっかりとどめて、風化させてはいけないのですけれども、一方で、参加者の数が減ってきていると。従前の遺族とか周辺の親族の方だけではなくて、今こういう時代だからこそ歴史に対する敬意を払うということが必要だと思うのですが、従前と変わらなければ、だんだんこの式も参加人数がさらに減って行って、開催が危ぶまれていくと思うのですけれども、予算を計上する上で、毎年人が減ってきていることは当然把握されていると思うのですが、その点について特に今回何か考えることというのはなかったですか。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 こちらの慰霊式のほうなのですけれども、来賓ほか遺族会の方々が主に参列されているところでございます。参列者の数なのですけれども、ここ3年ほどは大体45名程度という状況でございます。また、ちょっとさかのぼりますと、平成20年度では58名の参加があったということですので、約10名ほど最近では減っているというような状況でございますが、遺族会の方も恒久平和を願って慰霊式を実施したいということで、遺族会のほうは同様の形で今後も継続して進めたいという考えでございます。基本的には、遺族の方を中心に、また親族も含めて参加していただけるようにということで、遺族会のほうで動いているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 今の出た数というのは、来賓も含めての数ですか。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 来賓も含めての総出席者の人数でございます。



○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうすると、このうち13名は議員になってきますし、それから市の、特に消防長ですとか消防関係の方も来られたりして、純粹に遺族とか周辺の親族の方だけの数にすると、目算で私が見る限り20人前後ぐらいしかいらっしやらない。しかもかなり高齢化されていると。大事な式であるということはもちろん市も認識されていると思いますので、こういった歴史は継承していくべきものだと思いますから、もうちょっと、従前の前例踏襲ではなく、せつかく新年度の予算としてこうやって出てくるのであれば、過去の状況とかを見比べながら考えていくべきだと思うのですけれども、その辺、今年度はこれが出て、例年どおり行うのですが、今年度の状況を見ながら、新年度以降はしっかり考えていかなければいけないと思うのですけれども、その辺の考えだけ、この点に関してはお伺いしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 確かに遺族会の方も高齢化されておまして、今後の実施に当たっては、大変懸念されている部分もございます。遺族会の純粹な出席者につきましては、委員先ほどおっしゃったとおり、大体20名を切る数が現状でございます。また、今年度の実施の状況を見ながら、実行委員会の中で協議をしてみたいというふうにご考えております。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 次に、119ページ、行旅病人等に要する経費でお伺いしたいのですが、行旅病人等扶助で今1万円計上されているのですが、砂川市で年間どれぐらいのこういったような対象の方って来られるのですか。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 こちらの方は、旅の途中と申しますか、移動中に金銭がなくなった方が、やむを得なく救済を求めて来られた場合に対応する経費でございますが、こちらのほうにつきましては、年間約3件から4件程度の方がこちらのほうを対応させていただいているところでございます。1回の対応につきまして、市のほうから500円を与えるという制度でございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 こういうことをやっていますよ、お金あげますよなんていうと、殺到されるからだめなのですから、ただ、これはどういう形でここに来られるのですかね。本当に自主的に困って来られるのか、それとも警察とか消防とか、そういうところで相談を受けて、市役所が紹介されて来るものなのか、その辺というのはどういうふうになっているのですか。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 例えの話なのですから、旭川に在住の方が札幌で仕

事をしていました。仕事をやめて地元に戻る途中、金銭を紛失してしまったというようなことで、市のほうに助けを求めて来られるというようなことがございまして、その際、当面の、次のまちまでのバス代の経費、あと例えばパンですとか、そういう食料、食べる経費ということで、便宜上500円という形で与えているところでございます。これにつきましては、各自治体このような経費を持っていますので、訪れた方はそのことも知っている方が比較的多くて、隣町につないでいくというような状況が現状でございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 こういうのを質疑するというのは、私も行旅はずっと気になっていて、初めてなのですけれども、そうすると、基本的に次のまちまでの移動経費だから、同じようによその自治体も持っていて、本当の目的地、行きたいところは、一つ一つの自治体をまたいで行くような形になって支出するような形なのですね。当然、こういう扶助というのは必要だと思うのですけれども、それだと、うちのまちから去っていただいたら、もうそれでいいではなくて、福祉の関係ですから、根本的な解決を図ることが必要になってくると思うのですけれども、その辺の、この扶助を受けるときの相談の体制とか、そういったようなものというのはどうなっているのですか。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 こちらの予算の経費につきましては、保護係のほうで対応しておりまして、生活困窮というか、困られて砂川市のほうに来られた際、本人のご意向等も確認した中で対応させていただいているところでございます。生活困窮して、非常に困っている場合は、状況を加味しまして、例えば救護施設に措置入所させるですとか、そういう対応もしていますし、場合によっては生活保護という形で申請を受けて対応するという場合もあります。ただ、大概の方が、先ほどの例でいいますと、旭川のほうに次行きたいので、それまでの経費という形で工面してほしいということで申し入れがあるというのが大半でございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 相談のほうもしっかりやっただけでいいのですけれども、順番逆になりましたけれども、上のほうに無縁物故者供養報償ということで3万5,000円計上されているのですが、多分これは葬儀だけだと思うのですけれども、例えば砂川でも平成21年ぐらいに一の沢へ行く途中の橋のもとで、今でもまだ身元のわかっていない方のご遺体が発見されたことがありましたけれども、これってだびに付したとか、お骨になった骨というのは、このお金の中から工面されていくのですか。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 無縁物故者供養報償につきましては、これは身元が判明しないまま死亡した方は、今砂川市の墓地のほうに埋葬されております。毎年お盆のときに供養を行うための経費という形で計上させていただいております。ただ、身寄りのない方

が死んだ場合、警察署のほうでまず対応していただいて、どうしても親族等が発見されないものとして扱われた場合は、砂川市のこちらの墓地のほうに入れるというような状況になってございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 次、121ページ、知的障害者地域生活支援に要する経費ということで、今回、補助金が2つ上がっているのですが、成年後見人等申立費用を補助するというのは何となくわかるのですけれども、成年後見人等の報酬に対しての補助金というのは、制度的に説明していただきたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 こちらにつきましては、砂川市の成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づきまして、判断能力が十分でない、砂川市に在住する認知症及び知的障害者または精神障害者に成年後見制度の利用を支援することによりまして、要支援者の生活の自立の援助、自己決定の尊重及び権利の擁護を図る、その際の申し立てに要する費用、成年後見人等の業務に対する報酬の負担が困難な者に対して助成を行う費用となっているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうすると、成年後見人となる、受け皿的になる方というのは、申し立てる本人のほうで依頼をして、そこに対する報酬が市の補助の中から出ていくというような形でよろしいですか。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 これにつきましては、成年後見人の申し立てが実際に始まったときにかかる費用という形で報酬が支払われるということになってございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 ちなみに、相場的なものがわからないものですから、33万6,000円という金額では、どれぐらいの件数を想定されているのですか。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 こちらにつきましては、家庭裁判所の定めによりまして、月額2万8,000円ということで想定しておりまして、1年分を予算計上しているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 件数的にはどれぐらいになるのですか。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 件数的には1件でございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 わかりました。

次に、125ページ、ふれあいセンターの管理に要する経費ということで、今回提案理由の説明の中にもありましたけれども、総合防災盤改修工事費ということで工事が実施されるのですが、総合防災盤を改修している最中の防災とか、多分火災報知器とか、そういったようなものだと思うのですけれども、その間の、中では働いている人もいるわけなのですけれども、その対応というのはどうなっているのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 ふれあいセンター所長。

○ふれあいセンター所長 中村一久君 こちらの総合防災盤改修工事につきましては、事務室内の火災、ガス異常感知及び発信の総合盤の一部の回路が不良になっているところがございます。こちらの部分につきましては、代替となる補修の部品が既に製造されていないというところから、全体を取りかえということで予算を計上させていただいているところでございます。取りかえの日数等につきましても、事業者の方と相談をして、協議を図りながら、修繕中の事故防止に対しては対応してまいりたいというふうに考えております。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 ふれあいセンターって多分、学校とかと違って、長期休業というようなものって、余り年末年始以外はないと思うのですけれども、あと利用される方ってどうしても、乳幼児健診とかで、そういう若い方もいらっしゃるのですけれども、お年を召された方も使っているというようなことがあるもので、本当に何が起こるかわからないものですから、こういう工事をしているときに例えば火災が発生するとか、そういったようなこともあるので、そこの安全対策というのはしっかりやってほしいと思うのですけれども、再度その辺について、きちんと工事をやっているときに利用者に対する周知、呼びかけというものをどう考えているのかをお伺いしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 ふれあいセンター所長。

○ふれあいセンター所長 中村一久君 総合防災盤の改修工事につきましては、利用される方にご不便といたしますか、危険のないような形で、工事の日程等の調整を図りながら、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 ここの予算にのっているふれあいセンター関係の中で、光熱水費と多分清掃等委託料と関係してくると思うのですけれども、私、ことしに入ってから2回ほどふれあいセンターにお邪魔したのですが、1階の男子トイレの小便器の水が今、節約なのか何かよくわからないのですけれども、流れていないのですけれども、それは意図的にとめて、利用があったときだけ流すというような活用をしているのか。当然、光熱水費を節約する意味合いでそれをやっているのかなと思うのですけれども、その辺というのはどういう状況なのですか。

○委員長 北谷文夫君 ふれあいセンター所長。

○ふれあいセンター所長 中村一久君 1階男子トイレの小便器の部分でございますが、こちらにつきましては、一部故障しているところがございます。その部分につきましては、管理系の業務員の方につきましては、定期的に水を流して対応しているという状況でございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 一部の故障というのは今聞いてわかったのですけれども、一応、別に用を足すわけではないのですけれども、とりあえず私、全部センサーの前に立ってみたのですけれども、どれも反応しなかったのです。センサーの上に全部バツ、バツ、バツ、バツって書いてあったので、これは一体どういうことなのかなと思ったのですけれども、そこら辺はセンサー、例えば保守点検とか清掃委託の中で対応しているというわけでも特にはないということなのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 ふれあいセンター所長。

○ふれあいセンター所長 中村一久君 こちらの部分につきましては、修繕料も計上させていただいておりますので、こちらの部分について対応してまいりたいというふうに考えております。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に進みます。126ページ、第2項児童福祉費、ございませんか。

辻勲委員。

○辻 勲委員 1点、127ページの難聴児の補聴器の購入なのですけれども、お伺いしたいのは、補聴器ですか、これは、普通のというか……

○委員長 北谷文夫君 聞こえるようにしゃべってください。

○辻 勲委員 補聴器だと思うのですけれども、人工内耳の分もあると思うのですけれども、その辺のところはどういうふうになっているか。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 こちらのほうは人工内耳ではなく、補聴器の補装具の補助経費でございます。

○委員長 北谷文夫君 辻勲委員。

○辻 勲委員 わかりました。一応、人工内耳も補聴器というふうに考えられると思うのですけれども、それは入らないということでもいいのですね。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 人工内耳のほうは別の予算で、自立支援給付費の中で人工内耳の費用については持っております。

○委員長 北谷文夫君 辻勲委員。

○辻 勲委員 あと、対象ですか、11万1,000円の中身をお聞きしたいと思いま

す。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 対象者につきましては、軽度、中度の難聴児ということになってございます。本来は難聴の方、補装具の対象になる場合は、身体障害者手帳を保有している方は補装具の補助対象になります。ただ、こちらについては聴力が70デシベル以上という形になって、今回の軽度、中度の難聴児につきましては30デシベル以上という形になってございます。こちらの方は身障手帳は非該当ということで、補装具の給付は当たらないという方でございます。子供の軽度のこういう難聴児、発達上コミュニケーションをとるですとか、学習に支障が生じるであろうということで、今回、道のほうで助成制度が昨年設けられました。これに準じまして砂川市でも助成制度を設けて、28年度からこのように対応したいというふうに考えているところでございます。一応今回は、予算上は3名分を見ているところでございます。こちらにつきましては、市内の保育所、小中学校等に状況を確認した中で、今、手帳の該当にならない難聴児の子供については約1名いるということございまして、新規分の2名分を見込んだ中で、3名分の予算措置をさせていただいたところでございます。

○委員長 北谷文夫君 増井浩一委員。

○増井浩一委員 129ページの学童保育事業に要する経費で、指導員が今まで2人ということで、4月からは3人ということでこの予算計上なのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 学童保育事業に要する経費でございますが、先ほど条例のほうでも提案させていただきましたように、28年度より、今現在、公設公営で実施しています学童保育所、中央学童保育所と南学童保育所、それぞれ学校で実施するというところで、2カ所から3カ所にふえる形となっております。このことから、嘱託の指導員、現在2名で対応しておりましたが、3カ所になるということで、3名の嘱託指導員を配置ということで、嘱託については1名増となります。また、パート指導員につきましても、全体で今2カ所で12人採用しておりましたが、1カ所ふえることによりまして2名ふやしていく予算となっております。このことから、実際には人件費のほうにつきましては、昨年と比べまして約540万ほどふえるという状況になってございます。

○委員長 北谷文夫君 増井浩一委員。

○増井浩一委員 そこで、保育料についてなのですけれども、今まで学校から学童保育所に行くまでタクシーを使って移動していたわけですが、それ込みで9,000円という額が示されて、今度、小学校にいるにもかかわらず9,000円で値段は据え置くということで保護者の方から一部苦情が出ていたので、そのあたりを教えていただきたいと思えます。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 これまで中央学童保育所、南学童保育所につきましては、小学校外の施設で実施しておりました。中央については、ご存じのように、福祉センター、南学童につきましては旧南保育所で実施するというので、学校の授業が終わりましたら、ハイヤーで移動をしていただいていたところでございます。新年度からは学校内で学童保育を実施するというので、ハイヤーの利用が不要となるわけでございます。そのハイヤー代の予算的なものにつきましては、27年度から28年度、それが利用されなくなりますことによって約180万ほど、それが不要となって、減額となっております。

しかしながら、施設が1カ所ふえるということで、指導員を増員しなければならないということで、先ほども申し上げましたように、約540万ほど人件費が増加しているということで、相殺いたしますと、300万ほど新年度より運営経費がかかるというような状況になってございます。このふえた分につきましては市のほうで負担をするということになってございますので、運営経費の50%を超えないようにということで保護者の負担料を設定してございます。実際には、27年度の当初予算で保護者の学童負担金が49.6%という負担割合でございましたが、新年度におきましては42.4%の負担割合となるというような状況でございます。かかる経費が27年度よりもふえますことから、利用者の負担金につきましては、そのような中、据え置きの中で対応させていただきたいと考えているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 増井浩一委員。

○増井浩一委員 それと、空知太と北光を比べると金額が違うということも指摘があるのですけれども、そのあたりはどういうことでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 新年度から実施します砂川、豊沼、中央学童保育所につきましては、公設公営という形で、市の運営の学童保育所となっております。また、空知太保育所、北光学童保育所につきましては、公設民営ということで、地域の父母の会の皆さんが自主的に運営をなさっていただいている学童保育所でございます。このことから、自分たちの経費の中で指導員を採用して実施しているということで、指導員の手当につきましても比較的ボランティア的な価格に抑えた中で、利用される保護者の負担の額を抑えて実施しているというのが現状でございます。空知太学童保育所につきましては月額6,000円、北光につきましては月額5,000円で運営をされているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に進みます。134ページ、第3項生活保護費、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に進みます。134ページ、第4項災害救助費、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。136ページ、第4款衛生費、第1項保健衛生費、ございますか。

武田圭介委員の質疑は休憩後行います。10分間休憩します。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時08分

○委員長 北谷文夫君 休憩中の委員会を再開いたします。

武田圭介委員の質疑を許します。

○武田圭介委員 それでは、4款衛生費の2目予防費から伺ってまいりますけれども、まず感染症予防に要する経費ということで予防接種委託料と。これは、本会議でも出ていたけれども、日本脳炎に対しての予防接種委託料だと思うのですが、この予防接種委託料に関していろいろと勧奨したりですとか、予防接種を受けていただくための手だてというものは今の段階でどのようにお考えになっていますか。

○委員長 北谷文夫君 ふれあいセンター所長。

○介護福祉課長 中村一久君 日本脳炎の定期予防接種のご質問でございます。こちらにつきましては、3月15日号の広報で周知をさせていただいているところでございます。また、既にご案内、ご説明もさせていただいておりますが、道の優先の対象者となる年齢の方につきましては、個別で通知をして勧奨するということとしております。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そういう勧奨というのは大切だと思いますし、今、確認の意味を含めてまず最初にお伺いしたのですけれども、既に3月15日号で周知がなされていると。ただ、一方で、医療の不確実性と申しますか、昔、子宮頸がんワクチンなんかも市のほうで、砂川市だけではありません。いろんな自治体、全国的な問題ですけれども、勧奨したことがあります。ワクチンは副作用というようなおそれもあるわけですから、結果的に、今はいいのだということで勧奨をして、接種をしていただくことも大事なのですけれども、そういうリスクも一面ではあるといったようなことも周知のときにはあわせてやらなければいけない、過去の教訓を踏まえてだと思っておりますが、その点については勧奨のときにどういうふうに周知されていますか。

○委員長 北谷文夫君 ふれあいセンター所長。

○ふれあいセンター所長 中村一久君 もちろん予防接種ということでございまして、100%安全というようなことが言えない状況にあるというのは認識しておりますので、個別通知の際には、ご本人さん、また保護者の方に対しましては、危険性については十分ご説明をさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 よかれと思ってやったことが結果的にあだになるようなことがあってもいけないですし、最終的には自己の判断といいながらも、こういう多額の税金を使って勧奨するわけですから、その辺のリスクのことも丁寧に説明をしていただきたいと思いますと思



います。

次に、生活習慣病予防に要する経費でがん検診委託料1,500万ほど計上されておりますけれども、実は補正予算のときに質疑を私はしなかったのですが、減額補正をしてきたということがあったのですが、総括でも、それから一般質問でもがんについて今回取り上げさせていただいているのですが、がん検診の受診率がなかなか上がっていかないといった中で、せっかく多額の予算をかけていくわけですから、それと砂川市は立派ながんの受診率を向上させていこうという目標数値を立てて、計画を持っているものですから、その辺については十分認識はされていると思うのですが、改めて新年度予算をこれから執行していこうとしていく上で、この編成をした考え方をお伺いしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 ふれあいセンター所長。

○ふれあいセンター所長 中村一久君 医療費抑制という部分もございます。また、市民の健康を守るというような役割を担っているわけもございます。そのためのがんに対する早期発見、早期治療を促すという意味での検診の予算ということになっております。こちらにつきましては、既にご説明しているとおり、大腸がん、乳がん、子宮がんにつきましては、市立病院で個別の検診ができる、そういう体制を整える予定でございまして、こちらについては27年度から、広報すながわに1年間のがん検診のスケジュールを記したチラシを折り込みしているところでございます。また、無料クーポン券もそうですが、それ以外でも、ふれあいセンターでは節目の年、5歳刻みでそれぞれの受診対象者、そちらの方につきましては個別でご案内をして、勧奨しているという状況でございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 当然、がん検診委託料ということで予算が上がっているのですが、この検診委託料の総額の中から、一応、もともと母数というか、対象の人数というのはある程度想定されていると思うのですが、どのぐらいの人数を当初の見込みでは想定されていらっしゃるのかということをお伺いしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 ふれあいセンター所長。

○ふれあいセンター所長 中村一久君 見込み数でございしますが、平成28年度の計画では、胃がんが914、肺がんが1,062、大腸がんが1,004、子宮がんが397、乳がん検診が384件というようなことで、現場では見込みを立てているところでございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 この3月の補正をやったときに減額補正をしましたけれども、年度でいえば1年度変わるわけですが、月でいったらわずか、同じ月というか、3月末までと4月からまた新年度がスタートすることなのではあるのですが、対象となる市民の方の意識が劇的に1カ月足らずで変わるということはもちろんないわけですから、継続的に勧奨とか、いろいろと周知の仕方をしていくということは大切だと思うのですが、

こういった見込みを完全に達成していこうとなれば、現場の皆さんの努力だけでは大変になってくるのかなと。

それで、何度も言っているように、砂川市の死亡の最大の原因はがんとなっているわけですから、これは全市的な問題であるということを考えるのであれば、生活習慣病を予防するという分野だけではなく、全市的な人口を維持していくということにもつながりますし、もうちょっと市内の連携、関係部署だけのふれあいセンターとか市立病院だけではなく、そういった連携もして、知り合いの方とか、そういったいろいろな方ががんの検診を受けていただくような勧奨をしていく、よく経済部かなんかでは口コミ的なものって私言うのですけれども、そういったような広報のあり方というのもこれから考えていかないと、なかなか受診率の向上につながっていかないと思うのですけれども、その辺、新しい周知の仕方とかというのは、特に例年の様子を見て検討されたということはありませんでしたか。

○委員長 北谷文夫君 ふれあいセンター所長。

○ふれあいセンター所長 中村一久君 新年度、特に新たにということではございませんが、受診に至らない理由といたしますか、3月の補正のときでも、市立病院の看護学生の皆さんにアンケートをとって意識の把握に努めているところでございまして、新年度につきましても、子宮がん以外の検診の部分について、市民の皆様の考え方といたしますか、受診に至らない理由、要因について、まずその部分の把握が第一かなというふうに考えておりますので、手法につきましてもこれから現場で保健師と打ち合わせをしながら、また必要な関係機関がございましたら協力をお願いしながら、まずは把握に努めていきたいというふうに考えております。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 このがん検診委託料のところの下にその他の経費で67万2,000円とあるのですけれども、本当に大きなものでいいのですが、これはどんなものがあるのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 ふれあいセンター所長。

○ふれあいセンター所長 中村一久君 生活習慣病予防に要する経費のうちのその他の経費67万2,000円の内訳ということでございますが、こちらにつきましては、一般的な事務費、印刷製本費と、あとは通信運搬費ということになります。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうすると、これまた上の話とつながるのですけれども、一般的な事務費で封書とか通信文とかいろんなものが発送されると思うのですけれども、そこにも、従来の市からのお知らせではなくて、よく、これは別の広告料を取るとかというときには、市の封筒の上に何か特定のものの広告を入れたりというのがありましたけれども、それと同じような形で、がん検診ということに関して非常に大きく目立つような形での周知をす

るということも使えるのかなと思うのですけれども、そういったようなものの印刷費とかにはこれは使うことはできないのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 ふれあいセンター所長。

○ふれあいセンター所長 中村一久君 先ほどもご説明したとおり、4月1日号の広報すながわで、年間のがん検診のスケジュールのチラシを折り込んで、市民の皆様には全戸配布して、周知といいますか、広報、啓発活動に努めることとしております。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 少しでも受診率が向上するように、今までと同じようにというか、今まで以上にしっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、その下の二重丸、女性のためのがん検診推進事業ということで、これもいろいろと提案のところでお伺いをしたと思うのですけれども、全部詳細に書き切れなかったものですから、もう一度がん検診等委託料の中身的なものを教えてください。

○委員長 北谷文夫君 ふれあいセンター所長。

○ふれあいセンター所長 中村一久君 こちらにつきましては、乳がん、子宮がんの方に対する無料クーポン券の配布ということがメインの取り組みでございまして、子宮頸がんにつきましては20歳の方、乳がん検診については40歳の方で、そのほか子宮頸がんについては25歳から40歳まで5歳刻みの方、乳がんにつきましては45歳から60歳まで5歳刻みの方で、国の補助の制度につきましては5年間でクーポンを利用しなかった方ということでございますが、市では、過去5年間でクーポン券を利用された方に対しても個別に無料クーポン券を配布するという取り組みでございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 市内の今言われた対象になる方って総数でどれぐらいいらっしゃるのですか。

○委員長 北谷文夫君 ふれあいセンター所長。

○ふれあいセンター所長 中村一久君 子宮頸がんにつきましては、対象となる方、予定としては20歳の方が82名、25歳から40歳までの5年間未受診者が228名、5歳刻みのうち5年間で利用の実績がある方が82名ということでございます。また、乳がんにつきましては、新たに40歳になる方が79名、45歳から60歳までのうち過去5年間未受診の方が284名、5年間で利用の実績のある方が61名という見込みで予算計上させていただいております。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうすると、これで40歳になられる方は両方のクーポンが届くという理解でよろしいのですか。子宮がんの場合には25歳から40歳までになっていますよね。

○委員長 北谷文夫君 ふれあいセンター所長。

○ふれあいセンター所長 中村一久君 子宮頸がんについては20歳から40歳というこ

とでございまして、乳がんについては40歳からでございますので、40歳の方については重複するというところでございます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 これは過去の総括の中でも出てきたのですけれども、どうしても若年層、今はまだ健康で、余り病気に対する意識の薄い方の受診率というのはなかなか上がっていかないですし、20代とか30代だと、仕事についている方はばりばり仕事をされていて、体力的にも余裕があって、無理のできる世代でもありますけれども、こういった方というのは全国的に見ると受診率が低いという傾向があるのですが、その辺に対しての、クーポンを発送するときに特に強調して受診を勧奨するとかといった、そういったようなことというのは、特に対策はとられるのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 ふれあいセンター所長。

○ふれあいセンター所長 中村一久君 こちらにつきましては、単独のがん検診というものもございしますが、市の国保の特定健診のときにはがん検診も同時にしておりますので、そういった中では、受診しやすいような体制を少しでもとろうということで、その部分につきましては、必要に応じて皆様に周知させていただきたいというふうに考えております。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 これは今、女性のためのがん検診という形で予算が計上されておりますけれども、多分、年代等によって受診率といったようなものも大分変動があるのだらうなと思いますし、先ほども述べましたけれども、意外とむちゃのできる若い層の方々の自己の健康に対する意識というのは、大きな病気を経験されていなければ、まだ目が向きにくいところが現状としてあると思っておりますので、その辺の勧奨のほうもしっかりとしていただきたいと思います。

次に、139ページ、特定不妊治療費助成事業に要する経費なのですけれども、ここで今、補助金として225万円ほど計上されておりますが、これは大体どれぐらいの件数を想定しているのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 ふれあいセンター所長。

○ふれあいセンター所長 中村一久君 こちらにつきましては、1回当たり15万円を想定して、15件の積算で225万という予算を計上させていただいております。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 それと、わからないので教えていただきたいのですけれども、特定不妊治療というのは、何か一つのパッケージみたいなのがあって、決まった治療が行われるのか、それとも人それぞれによって施すメニューというか、そういったようなものが変わってくるのかどうか。当然そうなれば、今1回当たり15万円と言いましたけれども、額に変動が出てくると思うのですが、そうするとこれは15万円を上限とするような補助という理解でよろしいのかどうかということをお伺いします。

○委員長 北谷文夫君 ふれあいセンター所長。

○ふれあいセンター所長 中村一久君 まず、額の件につきましては、市の助成の対象が、道の補助制度で助成を受けた方が対象となっておりますので、道の今の基準が15万円ということでございますので、15万円の助成を受けた方について、その15万円を上回る部分のうち、市も15万円を上限にして支給をしていくということでございますし、治療につきましては、私も詳しくはわからない部分もあるのですが、個別個別で、採卵を凍結するですとか、そのまま培養して移植するですとか、それぞれ治療の内容についてはケース・バイ・ケースで、その方その方にかかる経費は違ってくるといふふうに聞いております。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 この不妊治療を受けるに当たって、特に病院の指定とかというのはあるのですか。つまり、砂川市立病院以外の病院であっても、こういう治療を受けたいといったときには、それは問題なく補助が出ると。

○委員長 北谷文夫君 ふれあいセンター所長。

○ふれあいセンター所長 中村一久君 こちらにつきましては、道の助成制度を受ける際に、道が特定不妊治療の助成事業の指定医療機関というのを定めております。こちらは大体札幌、旭川に固まっております、砂川市立病院はその指定を受けてはおりません。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 最後の質疑になりますけれども、当然こういったようなことも非常にセンシティブな情報でもありますので、こういった治療を受けているということをほかの人に知られたくないという方も多分出てくると思うのですが、こういった助成の申請をするときに、プライバシーとか、すごくナイーブになられていると思うのですけれども、その辺の配慮というのはどのようにされていますか。

○委員長 北谷文夫君 ふれあいセンター所長。

○ふれあいセンター所長 中村一久君 基本的には、ふれあいセンターの窓口で保健師が受け付けることとしております。委員さんのご心配されている個人情報の流出ですとか、あとは感情的な部分もございますので、保健師には十分その部分については気をつけて対応するような形をとるように指示してまいりたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に移ります。142ページ、第2項清掃費、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に移ります。146ページ、第5款労働費、第1項労働諸費、ございますか。

武田真委員。

○武田 真委員 1点だけ確認いたします。シルバー人材センターに要する経費の補助金

についてお尋ねしますが、数年来、国の施策ということで、派遣事業について、シルバー人材センターの事業の方向性についてはそういった方向でいくというような話があったと思うのですが、それに伴いまして、国のメニューについて、シルバー人材センターの派遣事業を重視した補助金のメニューということで、そんな議論があったと思うのですが、例えばシルバー人材センターにおいて派遣事業をやらない場合は補助金が減額されるようなお話があったと思うのですが、今般の補助金額、去年と変わらないのですが、そういった対応をしたのか、それとも国のほうでそういった補助金を減らすというような方向性ではなくなったのか、そういった状況がどうなっているのか教えていただきたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 福士勇治君 国のシルバー人材センターに対する補助金の考え方が、最近そのような方向に変わってきております。ただ、現実問題、補助金の額にまだ影響は出ておりません。今後、そういった取り組みをしていないところについては補助金が見直されるかのような国からの情報がありますので、現在シルバー人材センターのほうでは、そういった派遣事業に対応できるような体制を今構築中となっております、28年度中には派遣事業がスタートするといった体制になってきていると聞いております。

○委員長 北谷文夫君 次に移ります。

148ページ、第6款農林費、第1項農業費、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に移ります。154ページ、第2項林業費、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に移ります。156ページ、第7款商工費、第1項商工費、ございますか。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 商工費、伺ってまいりますけれども、今回久しぶりにスイートロード事業補助金ということで76万4,000円ほど計上されることになったのですが、従前もあった補助金が再度こうやって復活してきたということで、スイートロードもいろいろとどんどん発展をしていって、拡大をして広がっているのですが、その予算編成に当たっての考えをまず最初にお伺いしたいと思います。

○委員長 北谷文夫君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 福士勇治君 スイートロード事業補助金、今回新規というような、予算上の形にはなっていますが、もともとは中心市街地活性化協議会のソフト事業ということで、中活協議会を通しましてスイートロード事業補助金を支出しておりました。今回、ふるさと名物応援宣言をさせていただいたということもありますし、中活協議会中の議論も踏まえまして、中活協議会を経由するのではなく、直接スイートロード協議会へ補助し、事業の強化、あるいはふるさと名物応援宣言をしたことによりますPRもそこ

で強化したいということから、単独の補助金とさせていただきます。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 ふるさと名物応援宣言なんかも、道内ではほかの自治体とかにも先駆けていろいろとやっていることなのですけれども、こういったようなことって切りがないと思うのです。私も先日、ほかのまちからお客さんを受け入れて、一緒にご案内をして回ったことがあるのですけれども、自分たちでは十分PRができていると思っていても、意外とまだほかの方には知られていないという例もあるものですから、今回こういった形で、過去にもあったことですが、また改めて予算に乗ったと。さらにスイートロードの価値を高めていこうという取り組みは必要だと思いますので、この辺は、ことしのこういった予算をかけて行った事業を踏まえて、またこれを続けてやっていっていただきたいと思います。

次に、159ページなのですが、宣伝誘致活動に要する経費でパンフレット作成費ということで145万円ほど上がっているのですが、このパンフレットというのは、今「すながわ」って入っている観光のパンフレットかどうかということをまず最初に確認したいと思います。

○委員長 北谷文夫君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 福士勇治君 こちらのパンフレット作成費につきましては、従前の観光パンフレットの簡易版と位置づけております。日本語版と外国語に対応した簡体字版、繁体字版の3種類を作成しようと考えています。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうすると、これも前、委員会で取り上げたことがあるのですが、当初のスイートロードとかの紹介をする、今の「すながわ」って入ったパンフレットの前は、真っ赤な表紙と、後ろが緑の表紙で、ケーキの絵があって、すごく女性とかに大人気で、札幌駅の北口にある観光施設なんかでも、置くとすぐ品切れになってしまって、何度も追加で送ってほしいというような話もあったのですが、今回こうやってパンフレットを作成する経費として140万という多額のお金がかかるわけですが、その中には、そういった昔のパンフレットのような形に戻すというようなものではないということですか。

○委員長 北谷文夫君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 福士勇治君 パンフレット作成費につきましては、簡易版ということですので、新たに形も変えながらつくっていきたいと思っています。既存の観光パンフにつきましては、その上にある印刷製本費の中で作成することになりますが、今のものについてはもうしばらく、在庫もありますので、中身を変えながらですが、そういったご意見も聞かれますので、総合的な観光パンフレットの表紙のあり方についても、今後は検討していきたいと考えています。

○委員長 北谷文夫君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 中身が変わらなくても、外の、要は外箱だけが変わっただけでもすごく人気が変わったりとかするものですから、現実に過去の実績として、すごくそのパンフレットが出ていって、大人気であったということは間違いないわけで、既存のパンフレットももちろんよさは認めますけれども、私なんか札幌に行ったときに、同じパンフレット置き場のコーナーを見たときに、過去のパンフレットと今のパンフレットでは消費量が全く違うのです。昔、ケーキの絵が入っていたときには砂川を象徴する絵を載せていましたし、常に砂川のブースは「砂川市」というのが見える。「砂川市」というのが見えるということは、そこに重なっているパンフレットが全てなくなっているから「砂川市」というのが見えているわけであって、今はパンフレットの中にも「すながわ」って入っているのですけれども、残念ながらパンフレットの「すながわ」が見えるという状態になっているので、簡易版をつくるにしても、装丁のほうはこれから議論するということなのですから、昔あったものだから古くさいではなくて、それをまたもとに戻してみる。特に外国版をつくるのであれば、砂川にはまだまだ外国人の観光客とか、引き寄せる潜在力というのはいっぱいあると思いますので、ぜひともそういった昔のものデザインも排除しないで考えていっていただきたいと思うのですけれども、その辺、特に部内とかで検討されているものというのではないのでしょうか。

○委員長 北谷文夫君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 福士勇治君 簡易版のものにつきましては、もちろんこれから形をつくっていきますので、その中ではそういった意見も十分取り入れながら作成したいと考えています。

○委員長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。162ページ、第8款土木費、第1項土木管理費、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。162ページ、第2項道路橋梁費、ございませんか。

ただいまの項の審査はあす行います。

### ◎散会宣告

○委員長 北谷文夫君 本日はこれで散会いたします。

散会 午後 3時39分